

す恩恵はばかり知れないものがありますが、他方、昨年の交通事故死者は九年ぶりに一万人を下回りましたものの、交通事故の発生件数は七十七万件を超えておりまして、史上最高を記録するなど、交通情勢には依然として厳しいものがあるところでございます。また、交通事故死者のほぼ三分割が六十五歳以上の高齢者となつておりますが、今後、社会の高齢化に伴つて、高齢者が関係する交通事故の増加も大いに懸念されるところであります。

今回の道路交通法の改正は、このような状況に対応いたしまして、交通事故のさらなる防止を図るため、運転免許に関する規定の整備、交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動などの促進を図るための規定の整備、高齢の歩行者などの保護を図るための規定の整備などを行おうとするものでございます。

○山本(公)委員 いずれも、いわゆる交通事故のこれ以上の大増大に歯どめをかけようという改正だというふうに理解をいたすわけでございますが、その中で、今般気になりますのは、軽微な違反を犯した者に対する講習の義務づけというところでございます。

従来も、いわゆる違反をいたしまして免許が停止になりますと、停止処分者講習というのですとか、私自身も経験があるのですけれども、受けまして、刑期というのですか、停止期間を短縮をしていただいたことがあるわけでございますが、今回改めて軽微な違反を犯した者に対する講習の義務づけというふうにうたつておられます。ちよつとその相違点を簡単に御説明を願いたいと思います。

○山本(博)政府委員 悪質な違反行為等を行うなど、運転者としての危険性が高いと認められる者につきましては、所要の行政処分を行いまして、道路交通の場から速やかに排除することが必要であるわけであります。今回考えております本制度の対象となる軽微な違反を犯した者というのにつきましては、長年にわたる私たちの運転者管

理の経験によりまして、教育による改善効果といふものが期待できると考えられまして、これらの者につきましては、行政処分という大きな不利益を課すことなく、講習の受講を義務づけることにより、その者の危険性を改善し、道路交通の安全を確保するという目的を達成できると認められるということによるものでございます。

そこで、今回、悪質、危険性の高い者にはその排除をより徹底する一方、一定の違反をし、危険性が相対的に低く、講習による改善が期待できるという者に対しましては、一定の講習を受けることを義務づけることとし、講習を受けた場合には行政処分を行わないこととしたものでございま

す。

○山本(公)委員 従来の停止処分者講習というのは、いわゆる義務ではなくて、任意でその講習を受けていたのだと思いますが、それは間違いないですね。(山本(博)政府委員「はい、そうでござります」と呼ぶ)今までの停止処分者講習というのは、任意で我々は受けさせていただいて、停止期間が短くなつたということですね。

今回、軽微な違反を犯した者については講習を義務づけるというよううにうたつてあるわけでございまして、その中で、いわゆる一定の社会参加活動を選択することができるというところもあるわけなのですけれども、講習というのと一定の社会参加活動、どのように整合性を持たせた話になつてゐるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○山本(博)政府委員 今回導入いたします講習は、いわゆる軽微な違反を繰り返す者がその対象となるものであります。このようなものにふさわしいものといたしまして、軽微な違反も大きな事故につながり得るということ、また他の人に著しく迷惑をかけていることなどを理解させまして、みずから運転行動のあり方を考えさせるような内容とすることを考えておるところでござります。

その結果、これまでの停止処分者講習が、どちら

らかというと座学・講義型でありましたが、今回の講習は参加・体験・実践型の内容を取り入れ、また交通安全活動を実際に体験する社会参加活動を導入するなど講習内容の多様化ということを図りまして、より効果が上がるものになるよう検討してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○山本(公)委員 いわゆる社会参加活動をすれば講習にかかるものというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○山本(博)政府委員 講習の一環として社会参加活動をやっていただきわけでありまして、社会活動をやることによりまして講習の義務を果たしていくことになろうかと思つております。

○山本(公)委員 ちよつとよくわからないのですけれども。

ところで、その社会参加活動というの是一体どのようなものを想定していらっしゃるのですか。一部新聞報道、先走つて書いてありましたけれども、いわゆるボランティア活動をすれば行政处分を受けなくて済むというように単純に書いてあつた新聞報道もあつたようだ。それどころかボランティア活動というのは、昨今非常に盛んになつてきたのですけれども非常に範囲が広い。この間うち、日本海でナホトカの油が流れたときには、油の除去にみずからお行きになつた方もこれはボランティア活動。極論すれば、我々の選挙運動で運動を応援していただく方もこれはボランティア活動。そういうふたつのボランティア活動の範囲が非常に広い中で、社会参加活動ということが新聞報道でばんとある。ボランティア活動と言わざれてしまう。それに私は、非常にこの交通違反の、先ほど局長が言われた教育による改善効果が期待できるということと結びつかないような部分が随分あるような気がしてしようがないのです。

もう一度申し上げますが、社会参加活動というのは大体どのようなものを想定されて、こうやつてうたつておられるのか、御説明を願いたいと思

○山本(博)政府委員 今回、講習の一態様としておる社会参加活動なるものを導入することとしておるわけでございますが、これは、社会参加活動なるものが運転者の資質の向上に資するものであるからでありますて、その具体的な内容はそのような活動に資するものに限定しなければならないことは、言うまでもないものと思つております。

具体的には、現在考えておりますものは、交差点や横断歩道等において高齢者や児童などが道路を横断する際の誘導や交通安全教育を行なう際の補助などの交通安全活動に参加してもらうことであつまして、これによりまして交通弱者の視点で道路交通の場を見直すことができるものではないかというぐあいに見ておるところでございます。

なお、一般のボランティアの方もこのような活動を多々行っておられるところでござりますが、社会参加活動として行なうこの種の活動も外形においては同じような形をとるわけでござりますけれども、違反者講習における社会参加活動は、みずから運転行動の改善に資するため、現場での体験講習的な位置づけで考へておるものでありますて、外形は似てはおりますが、ボランティア活動そのものとは性格を異にするものと私どもは考えておるところでござります。

○山本(公)委員 つまり、私が想像するのですけれども、交通安全協会なりその町の交通安全のいわゆる認知をされた組織がいついつこのような活動をいたします、これに手伝いにいらっしゃいよ、手伝いに来たら説明を出しますよというような感じになつていくんですね。要するに、ある種の権威のある、警察署が認めるような組織が行なう社会参加活動のみが今回の範疇であるというふうに理解してよろしくうござりますかね。

○山本(博)政府委員 まして、今回私どもが考えております社会参加活動は、先ほども申しましたように、運転者の資質の向上に資するものでなければならない、このように考えておるところでござります。

したがいまして、その具体的な内容、また具体的な確認の方法等につきましては、ひとつ御指摘の点を踏まえながら、十分検討してまいりたいと、いうぐあいに思つておるところでござります。
○山本(公)委員 はつきりお答えが返つてこないのですけれども、私は、今回のこの法案をずっと読んでおりまして、この辺が非常にあいまいものとしてるもので、ああいうような新聞報道が出て、さも違反を犯した者がボランティア活動を、どの範囲が知りませんけれども、そういったことを行政処分を受けなくて済む、そこからひつとしたらこの法案は交通事故を増大するといったことにつながらないかというような懸念が生まれてきたのではないかというふうに思つておるわけですがございまして、今局長言われたこの趣旨が、本当に教育による改善効果が期待できるということとでこの法案をおつくりになつたのだろうと思いますから、それが生きるような、社会参加活動といふものに対するはつきりしたものを、國民にわかるようにしていただきたい。あいまいもことしたもので、私は、社会参加活動と言わざにはつきりすらいたしておりますので、ああいうような新聞報道に出るような感じの社会参加活動という誤解を招かないよう、ぜひきちんととした指導をしていただきたい、そのように思うわけでございました。
それと、もう時間が余りありませんのでその次に、高齢者の運転免許についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。
今回、大変厳しい法律用語で書いてあるのですがけれども、「公安委員会は、免許を受けた者の申請に基づき、その者の免許を取り消すものとする」というふうにあるのですけれども、従来、お年寄りと、いかかなりの高齢の方々は、御自分が非常に運転をする能力が、体力的な能力、さるさまざまな能力がないという判断をされて、自発的

に更新を行わずに、そして効力が失効するのを持
つというようなことが、言ってみれば良心的な高
齢者ドライバーの運転免許に対する考え方であ
たのだろうと思います。それを今回、自発的に申
請して、私は免許証を返したいという方に対しても
取り消しができるというような、このような項目
になったのだろうと思います。

そこで、実は私の方の地元で、この間うち新聞
が少しうがった書き方をしていまして、免許証を
返納した高齢者の方に感謝状を渡したというよう
な記事が載っておりました。あれ、まだこの法律
が通っていないのに返納ということがあるのかな
といざさか不思議に思ったのですけれども、その
実態を御存じですか。

○山本(博)政府委員 お答えいたします。

私どもの知るところによりますと、愛媛県で
は、運転に不安を持っている者や運転の必要がな
くなつた高齢者などから、自後自動車等の運転を
せず、免許証を返したい旨の相談や申し出があつ
た場合には、警察署においてその意思を確認した
上、警察署長と地区交通安全協会長の連名で永年
運転者顕彰状というものを交付しておるようでござ
ります。これは、顕彰状の中に免許証を張る部
分がつくられておりまして、顕彰状をいたぐると
同時にそこに免許証を張つて掲げておくという形
になつておるものとのようでございます。

○山本(公)委員 いわゆる法の改正に先駆けて、
免許証を返納された方に対しても警察がそのような
感謝状というのを出しておられるのだろうと思いま
す。

私の持論でござりますけれども、免許証は一代
のものでありますけれども、近辺の交通事故を見
ておりますと高齢者の方が引き起こす事故とい
うのは随分と多い。私の方は田舎でござりますので
新聞に毎日出でているのですけれども、大体運転能
者も高齢の方が多いような気がいたしております
す。一概にそうは言えないと思いますけれども、やは
りお年を召していくと運転能力というのは低
下をしていく。いわゆる反射能力というのです

か、どんどん低下していくのだろうと思いま
す。そういう方々が自発的に免許証をお返しにな
る、返納されるような行為がこれからこの法改正によ
つて随分起きてくるだろうと思いますけれども、
も、その際に、今局長が言われましたように、愛
媛県では警察署長と交通安全協会の協会会長名で感謝
状を出しておるのでされども、その感謝状の少
しグレードアップというのはできないもので
かね。県警本部長の名において長年御苦労でござ
いましたというようなことをする、そうすると、
ある程度年をとつて自分が自覚をしてきたとき
に、免許証を返すということがあるんだなと
いうことになつていく。そうすれば、少しでも高
齢者ドライバーによる事故の防止につながつて
くかもしれない。それを考えますときに私はそ
ういうことをちょっとと考えるのでされども、最後
にそれについてお答えをいただきまして、終わり
たいと思います。

○山本(博)政府委員 現在は、免許を受けた者の
申請によりまして免許の効力を失わせるという手
続が定められておりませんので、各県警におきま
してはいろいろ工夫を凝らして対応しておるのが現
状でございます。愛媛県の例もその一つではない
いかというぐあいに思つておるところでございま
す。

愛媛県のような制度につきましては、高齢運転
者に係る交通安全の確保のための施策として行わ
れているものでありますけれども、本人の意思を十分尊重
すべきであるという問題が残されております。
また、免許証の効力を失効させる手続でないととい
う問題点もあるわけでございまして、運用に当た
りましてはそれなりの配意をしていかなければい
かぬのではないかというぐあいに思つておるところ
でございます。

いずれにいたしましても、今回の改正案によりま
して、この問題につきましては一つの答えが用
意されるところでございます。今後は制度の周知

○山本(公)委員 ありがとうございました。
あと中野議員の方から詳しい質問をさせていた
だきたいと思いますが、いずれにいたしまして
も、法を改正したその趣旨が生きるように、字句
だけ読んでおりますと少しいかがかなと思うよう
なことが随分あるわけでございまして、それが本
当に適正に運用をされますように一段の工夫をし
ていただきたい、最後にお願いを申し上げまして
質問を終わらせていただきたいと思います。あり
がとうございました。

○穂積委員長 次に、中野正志君。

○中野(正)委員 自由民主党の中野正志でござい
ます。道交法の一部を改正する法律案に関連し
て、今その改正の趣旨、ねらいについては御説明
をいただきたいところでござりますけれども、私か
らも六、七点ほどお伺いをさせていただきたいと
存じます。

先ほど来話がありましたように、平成八年、久
方ぶりに交通事故死亡者数が一万人を下回ったと
いうことでございます。大変幸いなことではあり
ますけれども、警察庁はその原因、理由は那辺に
あるかなと分析をしておられるのか。ただ、交通
事故発生件数は、御報告にありましたように七十
七万件を超えました。また、四年連続過去最高の
記録ということあります。負傷者数も九十四万
人以上ということで、これは最悪の状況でありま
すけれども、どういったことを意味しているので
ありますか。まず、今後のこういった交通事故
勢についての警察庁の認識をお伺いいたしておき
たいと存じます。

○山本(博)政府委員 先生御指摘のように、平成
八年中の交通事故の発生状況は、発生件数が七十
七万一千八十四件、また死者数は九千九百四十二
人となつており、死者数こそ九年ぶりに一万人を
下回つたわけでございますが、事故件数は史上最

高という数字を記録したところでござります。

また、最近の交通事故死者の傾向といたしましては、若者の死者が平成三年以降減少傾向を示しておりますのに対しまして、高齢者は昭和六十三年以降増加傾向にあります。平成八年の高齢者の死者は、九年ぶりに対前年比で減少しましたものの、四年連続して死者数の最も多い年齢層となりまして、また二年連続して全死者の三割を占めるなど、今後高齢者の死者の増加が懸念されるところでございます。

○山本(博)政府委員 激しい社会の高齢化に伴い
ただきたいと存じます。
まして、高齢者が関係する交通事故も非常に増加
してきており、高齢者の交通安全対策の充実は高
齢者が安心して暮らせる環境づくりに不可欠であ
ると認識しております。

このような観点から今回の改正をお願いしておるところでござりますけれども、このほかにも、警察といったしましては、高齢者に優しい交通社会の実現ということを目指しまして、幾つかの施策

交通事故のない安心で安全な社会の実現といふことはすべての国民の悲願でありまして、また交通事故は国民の日常生活の中で最も身近な関心の高い問題でありますところから、警察といたしましては、今後とも引き続き関係団体、とりわけ住民に最も身近な団体であります市町村との連携をさらに一層強化し、すべての国民が交通安全の活動の場に積極的に参加できるような広報啓発活動、交通安全教育、交通安全施設等の整備充実、さらには指導取り締まりの強化等の施策を引き続
き講じてまいりたいと思っておるところでございま
す。

○中野(正委員) 今、高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されるというお話をありましたけれども、高齢者が関係する交通事故の特徴についてお伺いをしたいなと思います。

それから、社会の高齢化が進展する中で、高齢者が長生きしてよかつた、そう思えるような社会をつくるということは大変重要でありますし、私も中堅世代のまさに責任と使命であります。高齢者の死者数が急増している、あるいは六十五歳以上の高齢者と十六歳から二十四歳までの若い世代で交通事故の過半数を占めるということは、安全あるいは安心な社会ではないということにもなるのではないか。そういう意味で高齢者の交通事故対策は大変重要な課題だと私たちは承知をいたしておりますけれども、今回の道交法改正のほうに警察庁としてこれからそういった問題にどう対処されていくおつもりか、考え方をお聞かせをい

弱者感応信号機等の高齢者の安全確保に配意した交通安全管理施設の整備充実ということにつきましてもいろいろ努力しておるところでござります。
さらには、交通弱者が安全かつ円滑に通行ができる交通環境の整備を行なうというコミュニケーションゾーン対策の推進、こういうことにつきましても鋭意積極的に取り組んでおるところでございまして、これらを通じまして、総合的に高齢者に優しい交通社会の実現ということを目指してまいりたいというふうに思つておるところでございまい。

態、運転適性検査器材等を活用した指導などを容とする教育を行うように努めておるところであります。これにつきましては時間等の制約がありまして、必ずしも十分と言えないのが現状ございます。

一方、今回の改正で導入しようとしておりま
いわゆる高齢者講習は、七十五歳以上の者に對
まして免許証の更新の機会に行うわけでござい
ますが、更新時講習の内容に加えまして、實際に
自動車を運転させるなどしまして、高齢者に特有
な身体機能の低下を自覺せたり、さらにそれに
じた安全運転の方法について具体的に指導する
とを予定しておりますところでございまして、高齢
者の中の事故防止、交通安全の確保に効果のある
訓練になるよう努めてまいりたい、こういうふ
うに思つておるところでございます。

○中野(正)委員　何につけ、今日の日本をおつくしりをいたしましたのは、まごう方なく高齢の方々であります。先ほど申し上げましたように、安全だ、また安心だ、そういう地域社会を形成をしていかなければならない。一万人前後の国民の方々、その三割以上が高齢者だということであれば、ある意味で交通戦争に巻き込まれて亡くなつたということになるわけでありますから、大変なことになります。今後どもの警察庁の御健闘を期待をいたしておきたいと思います。

なお、先ほども議論になりましたけれども、今回の改止では、軽微な違反を犯した運転者については講習を受ければ行政処分を課さないこととするということでありますけれども、これによつて

それから、高齢歩行者の保護の問題でございまして、今さき先生御指摘のように、高齢歩行者の事故が非常に多いわけですが、ございまして、私たちいろいろ懸念しておりますところでございます。

このよう観点から、今回二つの規定を盛り込ませていただいたところでございます。

一つは、横断時における高齢歩行者の保護に関する規定であります。これは、高齢歩行者の死亡事故が道路を横断する際に多く発生しているという現状を踏まえまして、歩行に支障のある高齢者が道路を横断しようとしているときは、周囲に民合わせた者が誘導、合図等を行うことによりまして、高齢者が道路を安全に横断することができるようになります。

また二つ目は、運転者に対する高齢歩行者の保護義務を課すというものでございます。これは歩行に支障のある高齢者が道路を通行しているときは、運転者は一時停止または徐行をしてその通行を妨げないようにしなければならないというものであるわけでございます。

その他、高齢運転者に対する、またいろいろな改正規定を今回お願いしておるところでございます。

以上でございます。

○中野(正)委員 何につけ、今日の日本をおつくりをいたしましたのは、まごう方なく高齢の方々であります。先ほど申し上げましたように、安全だ、また安心だ、そういう地域社会を形成をしていかなければならない。一万人前後の国民の方々、その三割以上が高齢者だということであれば、ある意味で交通戦争に巻き込まれて亡くなつたということになるわけになりますから、大変なことがあります。今後とも警察庁の御健闘を期待をいたしておきたいと思います。

なお、先ほども議論になりましたけれども、今回の改正では、軽微な違反を犯した運転者については講習を受けければ行政処分を課さないことがあります。これによって

違反行為を助長して、かえって交通の安全を阻害することになるのではないかという懸念も持つと

いせしょうか。
○日本(博)政府

○山本(博)政府委員 今回の、軽微な違反をした
えいただけますか。

○山本(博)政府委員 御指摘のとおりでありますて、私どもが現在考えております社会参加活動なるものはボランティア活動とは性格を異にするものというぐらいに考えておるところであります。

者に対する講習義務の問題でありますか。運転者としての危険性が高い者は、先ほど申しましたように道路交通の場から速やかに排除する二点が

あくまでも講習の一態様といいたしまして現場で体験講習的な活動をやつていただこうということ、それによりまして文通弱者の立場で物事を見る二

した者につきましては、教育による改善効果が期待できると考えられますため、行政処分という大

場から行われるボランティア活動とは、形の上で

づけることにより、その者の危険性を改善し、道路交通の安全を確保しようとしているものでござ

ましては全く異なるものであるといふべくいに考えておるところです。

このようなものでありますので、このことによりまして即違反行為を助長するということにはなりますまい。

と存じます。

れるところでござりますし、またこの講習の内容につきましては、十分な効果が上がるようになります。

できることとする」、ありますけれどもこれは率直に言って、暴走族の親玉というか領袖というか首謀者といふか、そういう意味だと理解し

おるところでござります。

○山本(博)政府委員 現在の道交法の規定によりてよろしいですね。

また 講習受講後 一定期間内に再び違反をした者につきましては、免許の効力の停止を行うことともしておりますところでござります。金体として違反

消し残りを受けることになるわけでありますから運転行為を行わないわゆる暴走族のリーダー等につきましては、現行の規定では運転

行為を助長するという「ことにはならない」ように十分分配意をしてまつておるつもりでござりますが、まだ二つ(二回意)ございまいりござつて

免許の停止処分はできますか、取り消し処分を行ふことができないということになつております。

おるところでござります。

暴走族のリーダーはみずからは運転せずに暴走行為の指揮を行うにとどまるものであります。

習の内容でボランティア活動などの参加もその一
つだとされているようですが、それともさつきお話
がありましたが、ボランティア活動といふ
のは本来自發的に行われるのですね。行政処分を
免れるための活動というのは、私はちょっとボラ
ンティア活動とは言えないのではないか、そう
思つておるのでありますけれども、いかがでござ

その危険性は違反行為を行ってしむ者と変わらず、運転者としての危険性は十分にあるものといふ。うぐあいに思つておるところであります。そこで、今回の改正におきましては、このような者について免許の取り消しをすることができるようとすることにより、道路交通の安全を確保しようとしたものでござります。

取り消しの対象は、運転者に重大な違反をさせた者及び運転者の重大な違反を助ける行為をした者等となつております。首謀者等に限られるものではありませんが、首謀者等は確実にこの範囲中に入るものでございます。

○中野(正)委員 私も県議会議員時代から暴走族対策についていろいろ提案をさせていただきました。仙台でありますけれども、毎週末、あらゆる国道、それから仙台国際貿易港の背後地、大変なものであります。これから暖かいシーズン、暑くなるシーズンになりますと、まさに傍若無人といいますか、眺望はつこぶりというのは、多くの県民の皆さんからもひんしゅくを買つておるのであります。

よく言われる所以でありますけれども、シャットダウン作戦というのですか、ああいう方法をとるとか、もつともっと、これ以上の暴走行動をやつたら警察はおつかないんだぞ、それぐらいの徹底した封圧作戦をぜひ警察庁に、なおさらには期待をいたしたいと思っておりますけれども、御所見をお伺いしておきます。

○山本(博)政府委員 暴走族が年々住宅街に入り込んでおりまして、地域住民の方々に大きな被害を与えておるということは十分承知しておりますところでございまして、私どもも暴走族に対しまして強力な対応を引き続き実施しておるところでございます。

特に、これから夏場にかけまして暴走族の行動が活発化する時期でございます。例年この時期、月間を設定いたしまして強力な対応をしておるわけですが、本年もまた、より工夫を凝らしました対応をし、取り締まりの強化に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

加えまして、今回はこのような改正をお願いしておりますところであります。これを承認されました場合には、この規定を十分に活用し、関係団体、さらには学校、家庭、地域社会等と連携しながら暴走族追放の世論醸成を図っていく必要があろうかと思つておりますし、また暴走族の燐集場所の

解消、それから車両の不法改造を抑制する措置等いろいろ対策を講じまして、幅広い総合的な施策をやっていく必要があるうかと思つておるところをやついています。

今後、これらにつきましても、各都道府県に設置されております暴走族対策会議、こういうものも活発に活用いたしまして、積極的に取り組んでまいりたい、このように思つておるところでございます。

○中野(正)委員 ゼひ重大覚悟で頑張つていただきたいたいと思います。

次に、今回の改正案では、民間の組織活動として行われる交通安全活動を促進するために、都道府県公安委員会が必要な措置を講じることとされております。このような規定は具体的にどういうことを指すのか、また、こういった規定を盛り込むことにされた理由は何なのか、お伺いをいたします。

○山本(博)政府委員 昨年は九年ぶりに交通事故死者が一万人を下回りましたものの、交通事故の発生件数は戦後最も高い数字を記録するなど、依然として厳しい交通情勢にあるところでございます。

こうした状況におきまして、交通の安全を維持確保していくためには、警察その他の行政による交通安全対策が的確に行われますとともに、民間の自主的な交通安全活動が積極的に展開されることも極めて重要なことだというふうに思つておりますところでございます。

こうした民間の自主的な組織活動の促進を図りますため、警察が、例えば交通少年団に対し児童の交通事故の発生状況に関する情報を提供したり、児童交通安全クラブが母親、児童等に対して実施する交通安全教室に、その求めに応じて警察職員を講師として派遣するなど、これらの活動の促進に役立つ措置を講じていくこととなれば、民間の自主的な組織活動の促進に大きく寄与するものと私ども考えておるところでございます。

そこで、このような民間の自主的な組織活動の

促進を図るために必要な措置が都道府県公安委員会によって積極的に講ぜられるようになります。また、今回の改正ではこうした措置を都道府県公安委員会が講ずるものとしたものでございます。

また、近年、高齢者の交通事故が増加するなど、高齢者を初めとする地域住民に対する交通事故防止に関する意識啓発や交通安全教育の必要性

が高まっておりますところから、地域交通安全活動推進委員というものが任命されておりますが、こうしたものにつきまして住民に対する交通安全教育を行わせることいたしまして、民間の自主的な組織活動の活発な展開と相まって、地域の交通安全に寄与していくことも期待しているところでございます。

さらには、交通安全を確保していくためには、

このほか、警察以外の行政機関、団体による交通安全対策が的確に行われることも重要であります。例えば高校生等の若者の交通死亡事故の防止を図るために、教育関係の機関、団体と連携して交通安全教育等の諸対策を講ずるなど、関係機関、団体とも連携をとりながら的確な交通安全対策を講じていくことも必要であります。こうしたことにつきましても積極的に対応してまいりたいと考え、今回の改正をお願いしておるところでございます。

○中野(正)委員 ありがとうございます。

今お話をございましたけれども、とりわけ十六歳以上の若年層の交通事故または交通事故死亡者も多いということにかんがみますと、中等教育の後期段階でもっとも交通安全管理もしなければならない。今お話をいただいたとおりでありますけれども、教育委員会、文部省を含めて、関係機関ともしつかり対応していただきたいな、そのことともわせ申し添えさせていただきます。

なお、一般の規制緩和推進計画に、運転免許証の有効期間の延長ということについて盛り込みをされております。私は、行政改革という観点からも、あるいはドライバーの利便性からも、今の三年そして五年、この有効期間をもう一步踏み出す

べきではないかと考えのでありますけれども、いかがでしょうか。

○山本(博)政府委員 運転免許証の有効期間の延長の問題につきましては、第二次臨時行政調査会

以来の議論を経まして、平成四年六月十九日の臨時行政改革推進審議会答申、また平成五年度行政改革大綱の開議決定がなされまして、これを受け

道路交通法の改正を行いまして、平成六年五月一日からは、従来の一ヶ月を、優良運転者につきましては五年に延長するといふいわゆるメリット

これは、一定期間無違反を継続した優良な運転者につきましては、運転免許証の有効期間を延長するというメリットを与えることによりまして、運転免許保有者を優良な運転を行う方向に誘導するものであります。

この制度は、実施されていまだ三年でございます。したがいまして、現在の制度のとでは、運転免許証の有効期間を五年とされた者の有効期間満了時の適性の状況、また有効期間が満了するまでの運転行動等が期待したものになつておるかどうかなどということにつきましては、確認ができるおらないところでございます。

このような意味におきまして、平成九年度規制緩和推進計画におきましては、「自動車運転免許の有効期間の延長については、平成九年度に調査に着手し、その調査結果に基づき、交通安全の確保に配慮しつつ早急に検討する」という形で方

向づけがなされたものと私ども承知しております。

○中野(正)委員 平成六年に改正されて五年といふことで、この九年度、検討するということであれば、早ければ平成十一年にはあるいは有効期間の延長ということについては可能性があると理解

しておられます。私は、局長さん。

○山本(博)政府委員 運転免許証の有効期間の延長につきましては、平成六年五月に導入された現在の制度につきまして今後必要な調査を行って

いくわけでございまして、「その調査結果に基づき、交通安全の確保に配慮しつつ検討する。」と書かれておるところでございます。結論がいつごろになるかにつきましては、現段階では確定したこと申上げることはなかなか難しいのではないかというふうに思つておるところでございます。

○中野(正)委員 いずれにしましても、交通安全はみんなの願いということで、警察庁含めまして、私どもも含めまして、ともども頑張つていかなればならないと思っております。

なお、残り時間がちょっとでございますので、この機会に、生活安全部長さんですか、一つお伺いをしておきたいと思います。

新聞に大きく掲載をいたきましたけれども、宮崎県警がこの十七日そして十九日、北朝鮮船籍の船長や貿易関係者を覚せい剤取締法違反で逮捕され、現在取り調べ中といふことだと思います。伺

いますと、覚せい剤が約五十キロ、末端価格で約八十億円というのですから、びっくり仰天しております。しかし、それを検挙したというのはまさに戦闘であると思ひます。ハチみつとされていた

積み荷から覚せい剤が見つかったということありますけれども、素人予測ながら、今まで繰り返しそういうことがあったのではないか。あのとおりの国柄でありますから、麻薬、覚せい剤を国ぐるみで製造しておるという一部のマスコミ報道もあります。そういたしますと、私どもの日本の国益上も、また治安上もゆきしき事態だと思うの

あります。そこで、その事件につきましては、元来覚せい剤などの薬物の密輸入は、御指摘のとおり、我が国の治安に深刻な影響を与える重大な犯罪であります。

この事件につきましては、当該ハチみつの缶の中から、大量の覚せい剤などが隠匿されているのを確認し、関係者を逮捕し、現在捜査中のものでございます。

○奥政府委員 御質問の事件は、四月十五日、門司税關から宮崎県警察に対しまして、北朝鮮船籍の貨物船から陸揚げされたハチみつの缶の中に不審物

として、私たちは、これまで厳重な取り組みをしなければならない。お考えをお示しいただいておきたいと

思います。

○中野(正)委員 御質問の事件は、四月十五日、門司税關から宮崎県警察に対しまして、北朝鮮船籍の貨物船から陸揚げされたハチみつの缶の中に不

審物として、私たちは、これまで厳重な取り組みをしなければならない。お考えをお示しいただいておきたいと

思います。

○中野(正)委員 そういう意味で、捜査中だとはいえ、その中身、あるいは今後、ここまで出てきたのでありますから、今まで以上の徹底した取り締まり、取り組みといふものをしなければならない、そう思つ

おきたいと思います。

○中野(正)委員 頑張つてください。

○鶴田委員長 次に、富田茂之君。

私の方からは、改正案の富田でございます。

資するための民間の組織活動等の促進を図るために規定の整備、その一つとして、道路使用適正化センターを交通安全活動推進センターへ改組す

ます。平成元年には麻薬で検挙もされました。また、元日本赤軍の活動家がタイでセドール札所有の「黄元書記」あいう亡命事件がありました。何から含めまして百人以上が肅清の対象だ。ある意味で全体主義を志向する国家共通ではありますけれども、きのうの新聞を見ますと、もう一族から

いることで逮捕もされております。また、近々も議論されましたように、かつて多くの日本人拉致事件にかかわったのではないかと推測もされ

る、改正案の条文でいうと百八条の三十一、百八条の三十二に連なると思いますが、この点につきまして、なぜこういうセンターや改組が必要なのか、またその改組の目的はどういうところにあるかをまずお聞きしたいと思います。

○山本(博)政府委員 高齢運転者の交通事故が増加しているなど、最近の厳しい交通情勢にからんがりますと、今後さらに交通事故防止を的確に図っていくためには、高齢運転者のそれぞれの身心機能の適性に応じた安全な運転方法について指導を行う運転適性指導、また交通事故被害の軽減等のための交通事故相談、さらには交通の安全に関する広報啓発活動が積極的に推進されることが非常に重要なものになってきていると思っております。

他方、このような活動につきましては、その内容次第で交通安全と円滑に大きな影響を及ぼすものでありますし、さらには運転適性指導につきましては、活動の性質上、個人の秘密にも深く関与いたしますことから、このような事業を行う団体の法律上の位置づけを明確にするとともに、従事する役職員等の守秘義務規定を設けるなど、法律上指導監督規定を整備しまして、適正かつ確実な事業の実施を確保することがこうした活動を推進する上で必要であると考えるところでございま

す。

そこで、このような観点から、現行道路交通法上の道路使用適正化センターの事業に、運転適性指導、交通事故相談といった事業を加え、同センターを、これらの新規の事業を含めた事業を行う団体の名称にふさわしい交通安全活動推進センターに改組することにしたところでござります。以上が目的及び必要性ということであらうかと思つております。

○富田委員 今の御説明ですと、道路使用適正化センターに、交通安全についての啓発活動とか交通事故相談という新たな交通指導に関する業務を入れていく、そのための関係規定を整備している

んだという御説明だと思うんですけれども、道路使用的適正化というのと交通安全活動の推進といふのはちょっと方向性が違つていて、そんなではないか

うのは全く新たな業務を加えてきて、それなのに、道路使用適正化センターを改組して、そこに新たな業務を加えるんだ。それだったら、交通安全活動について全く別の何かセンターなりをきちんと整備して、そこに集中的にやらせればいいんじゃないかな。

この改正案をつくる際にはなかつたんでしょうか。

○山本(博)政府委員 現在、道路使用適正化センターにおきましては駐車とか道路使用に関する事業を行つておるわけでございますが、これらの方々にも交通安全に関する啓発活動を行なうことがで

きますこととしておりますし、また、これらの事業を行つております団体が一般的な交通安全活動を積極的に行つておるところでございます。別々に組織をつくりますよりも、一體的にこれらを運用していく方がより効果的、合理的に行えるといふ判断のもと、今回このようなセンターの改組といふ形で対応することをお願いしております。

○富田委員 ちょっとよくわからないんですけど、これまで道路使用適正化センターとして、

これまでの条文でいいますと道路交通法の八とか百十四条の九で、都道府県の道路使用適正化センターと全国道路使用適正化センターとの

いうのがあって、それれ一つずつ指定されていましたと思うんですが、これは、ちょっと質問に当たつてあらかじめレクチャーを受けましたら、ほとんど交通安全協会が指定されている。全国もそ

うだし都道府県もそうだということで、ちょっとと法文の体裁からいって、民法三十四条に当たる公

益法人で、こういう活動をするものを指定するん

だとなつていて割には、最初から交通安全協会が指定されることが予定されているような実態に入していく、そのための関係規定を整備している

もとの現行の法文からしてもその点どうなつか。

なぜ交通安全協会だけが指定されてきたのか。

今後も、交通安全活動推進センターに改組しても当然また交通安全協会のみが指定されるようになると思うんですけれども、そのあたりに何か問題はないのか。ちょっと疑問に思うのですが、その点はどうでしょうか。

○山本(博)政府委員 先生御指摘のように、現在、全国道路使用適正化センターとしては財团法人全日本交通安全協会が、都道府県道路使用適正化センターとしては各都道府県の交通安全協会が指定されておるところでございます。

このように、全日本交通安全協会が全国道路使用適正化センターに、都道府県交通安全協会が都道府県道路使用適正化センターにそれぞれ指定されておりましては、全日本交通安全協会及び都道府県交通安全協会が、それぞれ全国道路使用適正化センター、都道府県道路使用適正化センターの指定の要件であります「道路上における交通の安全と円滑に寄与すること」を目的として設立された公益法人であり、かつ、全国道路使用適正化センター、都道府県道路使用適正化センターの

適正かつ確実に行なうことができる公益法人であると認められていることによるものでございま

す。

○富田委員 それでしたら、この交通安全協会以外にそういうこの規定に当たるような公益法人が出てきた場合、今ないから指定しているというこ

とならわかるのですけれども、そういう団体が、これから自分たちもこういうのをやりたいのだ、

全国組織あるいは都道府県きちんとした組織をつくつて、警察と公安委員会と一緒になつてこう

いう活動に励みたいというのもし出でた場合

は、そこが指定される可能性もあるのですか。例えれば、交通安全協会だと全国組織と都道府県組織と市町村の組織と一体となつていますけれども、

そういうじゃないような、ある都道府県の中でもそういう組織が出てきた場合に、そこが指定される可能

性というのはあるのでしょうか。

○山本(博)政府委員 私ども、現在そのようなものを認識しておらないところでございますが、その

ようなものにつきましては、当然検討の対象になるものと思っております。

ただ、法律によりまして、都道府県の地域に一

を限つて指定をすることになつておるところでございますので、幾つもの団体を指定すると

いうことはなかなか難しいのではないかというふうに思つておるところでございます。

○富田委員 ちょっととこればかりやつてあるわけにいきませんので。

道路使用適正化センターの、現在どういう業務をされているのかということでおるところでございます。

ただきましたら、自業務でいろいろな交通規制に係るパンフレットとか、御自分たちでいろいろつくつて啓蒙活動をしているというほかに、委託業務として、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

うなものをかなり大きく挙げられておりまして、例えは道路使用許可条件の履行状況の確認では四十九万七千三百三十三件、これは平成五年度の活動状況の確認とか、道路標識等の破損状況調査というよ

出すわけですから、それが履行されているかどうか、本来警察の方が確認しやすいのじゃないかなあか、というふうに思うのですが、この点、委託の必要性があるのだ、また委託した方がいいのだということ、ようなことがありますから、ちょっと教えていただきたいのです。

○山本(博)政府委員 各都道府県交通安全協会は委託されている事務といたしましては、道路使用許可に関する道路または交通の状況等の調査事務、またバーキングメーターやバーキングチケット発給設備の管理等に関する事務、さらには保管場所証明事務に係る現地調査、保管場所標章の交付に係る人力事務等、免許関係事務等であります。が、道路使用適正化センターとしての受託業務といたしましては、道路使用許可に関する道路または交通の状況についての調査及び道路における工作物または物件の設置の状況についての調査でござります。

これらをこの団体に委託しております趣旨でありますけれども、交通警察におきましては、指導取り締まりなどの直接的な交通事故抑止活動だけではなく、道路交通や道路使用等に関する調査また各種教育、広報活動等も行っておるところでありますし、限られた体制のもとにおきましては、これらの活動をすべて警察の体制だけで行うことには無理があるところでございます。

そこで、警察官による権限行使を伴わない事務につきましては、行政の合理化、効率化の観点からできるだけ委託を行うこととしているところでありますし、さつき述べましたような事務は、このような観点から、道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人で、当該事務を行うに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認めるものに対しまして委託をするという形で運用しているところでございます。

○富田委員 今の方の点は了解いたしました。

旨のことを答弁されました。ここに「財団法人全日本交通安全協会」その沿革と現状」というパンフレットを資料としてきのういただいたのですけれども、その二十ページに、「全国道路使用適正化センターの活動」の中に、「パーキングメータ、パーキングチケット等の設置管理」というのが入っているのですね。これは道路使用適正化センターに当然委託されているのかなと思いまして、事前に教えていただきました、これは違うう、このパンフの方が完全に間違いだということなので、そういうところもきちんと警察庁、公安委員会の方から御指導されて、誤解を生みますので、その点はきちんとやっていたいなと思っています。

あと、新しく追加される事業の中に、交通事故に関する相談が法文上出でておられますけれども、これを交通安全活動推進センターの事業項目に入れが必要が本当にあるのかなというふうに思っております。

現在、日弁連あるいは各単位弁護士会、都道府県、市町村の各自治体、また交通事故紛争処理センター等、いろいろなところが交通事故に関する相談の窓口を設けておりまして、それに新たにこの交通安全活動推進センターが相談窓口を設ける意味があるのかなと思うのですが、一体この相談業務というのはどういうふうに実施されようとしているのか、どういう方がどういう場所で相談して相談しているのか、その点をちょっと教えていただけますか。

○山本(博)政府委員 交通情勢は依然として厳しさを圖るということを考えますとき、交通事故の防被患者が受けた精神的負担等の軽減を図ることも重要な課題だというぐらいに私ども認識しております。

人の事業として位置づけまして、これらに従事する役職員に守秘義務を課すことによりまして、相談者が安心して相談ができるようになりますなど、交通事故相談の適正かつ確実な実施の確保を図るという観点からこのようなことをお願いしておるところでございます。

うことに閣下しまして、交通安全活動事業委託費としていたしまして警察庁から年間約八百万円が委託を受けられておりまし、また安全運転教育指導者講習会等に関しまして運輸省から補助金として約三千万円が交付されておるところでございます。

旨のことを答弁されました。ここに「財团法人全日本交通安全協会　その沿革と現状」というパンフレットを資料としてきのういただいたのですけれども、その二十ページに、「全国道路使用適正化センターの活動」の中に、「パーキングメーター、パーキングチケット等の設置管理」というのが入っているのですね。これは道路使用適正化センターに当然委託されているのかなと思いまして、事前に教えていただきました、これは違う、このパンフの方が完全に間違いだということなので、そういうところもきちんと警察庁、公安委員会の方から御指導されて、誤解を生みますので、その点はきちんとやっていたただいたいなと思います。

あと、新しく追加される事業の中に、交通事故に関する相談が法文上出てきておりますけれども、これを交通安全活動推進センターの事業項目に入れられる必要が本当にあるのかなというふうに思っております。

現在、日弁連あるいは各単位弁護士会、都道府県、市町村の各自治体、また交通事故紛争処理センター等、いろいろなところが交通事故に関する相談の窓口を設けておりまして、それに新たにこの交通安全活動推進センターが相談窓口を設ける意味があるのかなと思うのですが、一体この相談業務というのはどういうふうに実施されようとしているのか、どういう方がどういう場所で相談に応じようとされているのか、その点をちょっと教えていただけますか。

○山本(博)政府委員　交通情勢は依然として厳しいわけでありますて、今後さらなる交通事故の防止を図るということを考えますとき、交通事故の被害者が受けた精神的負担等の軽減を図ることも重要な課題だといふぐあいに私ども認識しております。

そこで、今回の改正では、交通事故被害者の精神的負担の軽減のためのカウンセリング、それから損害賠償請求の手続に関する相談に応ずることなどを内容とする交通事故に関する相談を指定法

人の事業として位置づけまして、これらに従事する役職員に守秘義務を課すことによりまして、相談者が安心して相談できるようになりますなど、交通事故相談の適正かつ確実な実施の確保を図るという観点からこのようなことをお願いしておるところでございます。

この交通事故相談につきましては、他の機関、団体におましましても、それぞれの立場で交通事故相談が実施されているところではありますけれども、警察といったしましては、交通安全活動推進センターが交通事故相談を行うに当たりましては、これらの機関、団体の行う交通事故相談との調和及び連携を図りながら、一体となつて交通の安全に寄与していくこととなるよう指導してまいりたいと考えております。

○富田委員　被害者のカウンセリング等も行うということですが、昨年この委員会で、警察庁の古で被害者のカウンセリングとかいうことをいろいろなところでやつしていくのだが、特に女性犯罪の被害者とかそういうものに対する警察庁は熱心に取り組んでいたというような御答弁もございましたので、そういうところとうまく連携できるように、このセンターだけが勝手にやって、また突出してしまうというのもまずいと思いますから、そのままのあたりもうまく連携をとつてやっていただきたいなと思います。

あとは、道路使用適正化センターへこれまでどのような財政支援がされてきたのか。また、これが交通安全管理活動推進センターに改組されいつた場合に財政支援はどうに行われるかという点について、各都道府県の部分はちょっと掌握できなないと思いますので、全国組織の方について、これまでどうやってやってきて、今後どのような定なのか、もしおわかりなら教えていただきたいと思うのです。

○山本(博)政府委員　道路使用適正化センターたる交通安全協会に対しましては、センターに対する委託金なり補助金というものは一切支出はされておりませんが、交通安全に関する啓発活動とい

うことに閣下しまして、交通安全活動事業委託費いたしまして警察厅から年間約八百万円が委託費をされておりますし、また安全運転教育指導者講習会等に関しまして運輸省から補助金として約三千万円が交付されておるところでござります。

なお、現時点では、全国道路使用適正化センターを全国交通安全活動推進センターに改組することによりまして、新たに国から補助金等を交付するということは予定しておらないところでございます。

○富田委員 警察厅と運輸省からの財政支援で運営され、また交通安全協会の方はそれぞれ会費のようなものも徴収されていると思うのですが、その中で適正に運営されるように。これは、その補助金の使用状況等については公安委員会の方できちんと監督等されているのですか。その点はどうなんでしょうか。

○山本(博)政府委員 運輸省から交付されており、三千万円の補助金に関する御質問かと存じます。が、交付当局からも十分指導監督を行つておるところでございまますし、また、私ども交通安全協会は監督団体であるわけでございまして、この活動につきましては適宜適切な指導を行つているところでございます。

○富田委員 あと、交通安全活動推進センターに改組され、ある意味では指定されている交通安全協会の事業目的が広がるわけですから、実際にこの交通安全協会の人たちと接する場というのは免許証の書きかえのときが一番多いと思うのです。私も去年書きかえに行つて、交通安全協会の会費下さいと言われて、僕入りませんからいいからずにそのままお金を払つて書いてもらつた。そういう実態を見ると、やはり窓口で会費としますから、そのあたりもきちんとじた説明をして、会員じゃないからサービ

問題としては、警察署の中の一画を借りてやつて
いるわけですから、ある程度行政サービスの一環
としてもう少し考えてもいいのではないかなどとい
うふうにも思いますので、これは私の意見ですか
ら答弁は要りませんから、そのあたりもできればま
きちゃんと指導していくいただきたいなと思いま
す。

策会議が交通安全基本計画を作成された、今回の資料でいたいた中にはありました。これは、平成八年度から十二年度までの五年間に譲るべき交通安全に関する施策の大綱だということで、これに基づいて警察庁また公安委員会の方でもいろいろな施策をできる限り前進させていくことなどとが書いてありました。一つは、「ひき逃げや無保険車による事故の被害者救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、責任保険に準じてその充実を図る。」もう一つは、「無保険車両に対する、キャンペーン、保険加入者の一元的管理、街頭の指導取締りの強化等を行い、加入率の向上を図る。」というふうに書かれておりました。私も、国会議員にならせていただく前、弁護士をやっていて、弁護士のところに来る交通事故の相談というのは、この無保険車、あと車検切れの車両、これに事故を起こされて被害者になつた方の相談が本当に多いのですね。普通、自賠責とか任意保険に入つていれば、大体今は保険会社の担当者が被害者のところにすぐ飛んでいって示談交渉等もされるので、余り被害弁償の点で問題にはならないのですが、こういう無保険車両が、またこういう車両を運転している連中に限つて事の故をよく起こすというか、そういうので本当に相談が多い。ただ、相談されてもなかなか被害救済のために弁護士としても活動しにくいような状況にあるのですね。

こういう無保険車両が何で発生するのかな。責

た車検切れでも平気で運転されてしまう、そういう実態を現場において非常におかしなものだなと思っていたのですが、この交通安全基本計画の中でもそういう点を指摘されて、ここを改善していくのだというふうに指摘がありました。こういう無保険車両の摘発強化という点について警察庁の方では今後どのように取り組まれていくのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○山本(博)政府委員 先生御指摘のように、無保険車が現実の問題としてかなり存在していることは大きな問題であるところでございます。この無保険車の運行につきましては、自動車損害賠償保険法第五条に違反する行為といたしまして取り締まりの対象とされておるところでございます。違反者に対しましては、罰則として六月以下の懲役または五万円以下の罰金が規定されておりますほか、運転免許の行政処分の基礎点数も六点を付すということにしておるところでございます。

このような中、警察といたしましても、交通指導取り締まり、車両検問、交通事故搜査等の際に、登録自動車や検査対象輕自動車の前面ガラス等に張られております検査標章、または検査対象外軽自動車や原動機付自転車のナンバープレート等に張られております保険標章を確認いたしますとともに、自動車保険証の提出を積極的に求めるなどいたしまして、無保険車の発見と検挙に努めておるところでございます。

また、このほか、運輸省等の関係機関と連携いたしまして、無保険車をなくすためのキャンペーングを毎年実施いたしております。広報活動の強化、市町村窓口及びバイク販売店での指導等も行っておるところでございまして、今後とも、これらの施策を実施することによりまして自賠責保険の加入促進ということを図つてまいりたいと思っております。

○宮田委員 今、運輸省の方と連携いろいろなことをやられているということでされども、自賠責保険が切れるということはわかるわけですよ

で、それも多分コンピューター管理されているの
知なり指揮をした上で、こういう刑罰法規に触れ
ますよといふようなことで、運輸省とくちやう場
して、警察による摘発強化というのは何か具体的
にもう少し突っ込んだ形で考えられないのですか
ね。その点はどうでしょうか。

○山本(博)政府委員 先ほど申されましたような
システムは、運転免許の更新の際にそろそろ時
期ですよということを制度的に通知いたす制度は
でき上がつておるわけでござりますけれども、車
検につきましてそのようなものがあるかどうか、
私、若干承知していないところでございますが、
一つの大きな参考事例ではないかと思つております。
今後とも運輸省と十分に連携を深めまして、
私どものできる範囲で積極的に対応してまいりた
いといふぐあいに思つておるところでございま
す。

○富田委員 よろしくお願いします。

九十条、百三十二条についても通告していたの
ですが、時間が迫つてしまいましめたので、最後
に、閣口新長官にちょっとお尋ねしたいと思いま
す。

長官は、國松前長官が狙撃されて入院されて
おった間、國松長官にかわつてずっと警察の陣頭
指揮をとられて、オウムの事件の捜査をされてき
たと思います。そういう意味で、先ほどもちよつ
とオウム事件にも触れておられましたが、また格
段の思い入れがあると思うのですね。ひとつ國松
長官狙撃事件について、まだ残念ながら真相が究
明されておりません。この委員会でも、告白ビデ
オがテレビで流されたり、そういうことについて
何度か質問させていただきましたけれども、まだ
犯人と目される者の検挙という形には至っていない
ふうです。そういう國松長官狙撃事件について、今後警察庁また長官としてどういうふう

もう一つ、最近新聞を読んでおりまして兵庫県のがちよっと出ておったのですが、兵庫県の事件は、現場の警察官の方が交通事故の被害者の事情も聞かないで調書を勝手につくつてしまつて、自分で名前を書いてしまつたというような報道がされておりました。また、その関連でちよっと調べておりますと、北海道の方でも交通事故の関係で、実際にしていらないのにその日に実況見分したような調書を現場の警察官の方がつくられて、被告人とされている方の裁判で証拠採用されなかつたというような報道もされております。

先ほど長官は国民の信頼が大事だというふうに言われておりますけれども、本当に珍しいことだと思うのですが、現場の警察官の方がそういうような行為を一つやつてしまつとかなり大々的に報道されてしまつて、警察官の調書が信用できないとなるともう裁判制度そのものが崩されてしまうと思います。警察庁内部のことですかけれども、そういう点について今後どのように取り組んでいかれるのか。その二点について決意をお聞かせ願えればと思います。

○関口　政府委員 最初に警察庁長官狙撃事件でございますが、本件は治安に対する挑戦ともいべき極めて重大な事件であり、さらに警視庁の元警察官が本事件の犯行を自認する供述をしておりますことは、全国の警察に対する国民の信頼にかかる重大な問題であると認識しているところでございます。

現在、警視庁におきまして所要の捜査を鋭意進めているところであります、これまでの捜査におきましては、元警察官が本事件の实行犯であるか否かを判断できる段階にはないわけでありますけれども、事件に関与していた疑いもありますので、検察当局とも連絡をとりつつ捜査を進めているということをございます。

捜査は一つ一つの積み重ねであります。地道な努力を実らせまして、いかにしてもこの事件の検挙、解決を図つてしまいたい、かように考えていい

るところでございます。

また、長官狙撃事件の解明を図るためにも、現在お逃亡をしております三人のオウム真理教関係警察署指定特別手配被疑者の検挙に全力を尽くしてまいりたいと考えているところでござります。

それからもう一点でございますが、先生の御指摘のような、交通事故の処理をめぐりまして不適正な事案が発生をしているということ、これはひとり交通警察に対する国民の信頼を失うばかりではなくて警察全体の信頼にもかかわるところであります。まことに残念な事態だらうというふうに考えております。

警察庁といたしましても、今後このような事案の再発の絶無を期するよう都道府県警察の指導を徹底してまいり、かように考へているところでござります。

○富田委員 ありがとうございました。終わります。

○穂積委員長 次に、松崎公昭君。

○松崎委員 新進党の松崎公昭でございます。

道交法は最も国民に關係の深い一番身近な法律ではないか、そう思つておりますけれども、だれもが関心を持つ、二年、三年ごとに改正されて時代に合ふ法律をつくっていく、これは当然であります。ですから、今回のようく特に高齢社会に対する基本的な枠組みを変えていく、この改正に関しましては大変時宜を得ている、私たちもそういうふうに感じておる次第でございます。

特に、私が所属しております千葉県は常に交通事故が多いわけでありますし、ことしの一月から三月まででも千葉県がトップでございます。二位が神奈川、そして茨城。どうしても人口の多い関東地区に集中することはいたし方ない、そういうふうにも思つておりますけれども、これは法律とかそういうものだけでもうまくいくものかどうか、非常に私は疑問に思います。そういう点で、今回の改正は、使用者に対しても、あるいは一般国民に対する指導でありますとか啓発活動、いろ

いろな面が入つておるということは確かに評価を

しているわけであります。

大体この「概要」に従つて質問をさせていただ

きますが、まず運転免許制度に関する規定の整備であります。

ある意味では軽微な違反、百万近い人数がいることに対してはなるべくなれば簡単に処理しよう、そしてまた、暴走族でありますとか使用者責任に対しては厳しくする、そういう両方あわせ持つた改正のかな、そう思います。先ほどから出ておりますが、軽微な違反を犯した者に対してのボランティアと間違えるような規定、社会参加活動、この辺は、聞いておりましてもどうも余りまだ具体案が出てないのかな、そういうふうに感じております。

ただ、これはやはり、先ほど自民党の皆さんかからお話をありましたけれども、下手をすると違法な助長になる、安易な方向へ流れるのではないか、読んだときにそれを非常に感じたわけではありません。その辺は、もう一度確認いたしますけれども、本当にこのようないふうに感じます。

○山本(博)政府委員 このような軽微な違反を行つた者につきましての講習の問題でありますかが、これによつてまた違反を助長するのではないかという点の御指摘であろうかと思います。

これにつきましては、先ほど申し上げておるところでございますけれども、このような違反者は十分教育によって改善できるものであるということを私たち十分認識をしておるところでござります。加えまして、それにふさわしいような講習というものを十分に考えていくといたいというふうに思つておるところでございます。社会参加活動の講習効果が期待できるのではないかというふうに思つておるところでございまして、これにより思つておるところでございまして、これにより

まして違反が助長されるということは決してない

といふぐあいに私ども思つておるところでござい

ます。

また、歯どめといたしまして、講習受講後一定期間内に再度違反を繰り返すなど常習的な違反者につきましては、行政処分を行いまして道路交通の場から排除し、自省を促すことも考えております。

行政処分を行い対応することいたしておるところでおざいまして、積極的に本講習を受ける者につきましては十分改善効果が期待できるのではないかといふぐあいに思つておるところでございましております。

○松崎委員 新しい展開だと思いますので、期待はしております。

次に、暴走族の問題。リーダーを厳しくやると

いうこと、これは結構でありますけれども、実際

に今全国にどのくらいのグループがありまして、最近や時代に合わせて変わってきたといふう

にも聞いておりますので、その辺の特徴あるいは

傾向、どのくらいのグループがあるか、教えてく

ださい。

○山本(博)政府委員 平成八年末現在、警察が把

握しております全国の暴走族の総数は、約三万五

千三百人であります。

この内訳は、爆音暴走等の暴走行為を集団で行

ういわゆる従来型の暴走族が九百三十九グル

ープ、約二万六千七百人。山間部の道路でコーナリング等の運転技術を競ういわゆるローリング族等

また四百メートルの直線区間を一台以上の車両が同時発進して速度を競ういわゆるゼロヨン族等の非従来型の暴走族が約八千六百人でございま

ります。

また暴走族は、道路交通法違反に限らず、グループ間の対立抗争事案、一般市民への暴力事

案、さらには警察官に対する公務執行妨害事犯等を強めておるのが最近の現状でございます。

○松崎委員 私ども千葉県の幕張メッセセセ堂にやはり直線コースがありまして、あれはもうすぐいレース場になつてしまして、国際都市幕張といつても夜になると大変危ない、そういう場所でございます。

また、私も千葉県柏なんですけれども、慈恵大学という病院のところにちょうどいいカーブがあります。これはやはりローリング族というのでしょうか、本当に困りますので、向こうも上手でありますので、時代に合わせてひとつしっかりと取り締まりの方法も考えていただきたい、そういうふうに思っています。

次に、交通安全の整備、その辺をお尋ねいたしました。

最近、歩行者のマナーが大変悪いので、私ども信号機を平気で無視をして通行する。そうする

日ごろ気にしているのですけれども、特に大人が子供の教育上よくない。私ども注意できるところは注意しますけれども、限界があります。

今回の法改正でも、百八条の二十七、二十八、交通安全教育に対する規定がうたわれております。ひとつこの辺、交通安全教育に、歩行者の対策と同時に大人の教育を強力に入れていただきたい、そういうふうに思うわけでありますけれども、ここにうたわれております交通安全教育に、歩行者の対策の作成及び公表、これはどのような指針で、また

教育を行なう者」というのは具体的にどういう者か、お尋ねいたします。

○山本(博)政府委員 お尋ねの「交通安全教育を行なう者」というものにつきましては、具体的には、児童交通安全クラブ、交通少年団、老人クラブ

等に設けられた交通安全部会等の民間団体など、さまざまな立場で交通安全教育に携わっている者を考えているところです。

また、交通安全教育指針ということにつきましては、これらの交通安全教育を行なう者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるよう

し、及び都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするための交通安全教育の内容・方法等を定めることとしておりますが、具体的には、例えれば高齢運転者に対する交通安全教育については、昨今の高齢運転者の運転中の交通死亡事故の状況、加齢に伴う身体機能の低下等を踏まえ、高齢運転者の方にみずから身体機能の変化を自覚し、その変化に応じた安全運転の方法を身につけていただきことができるよう配意して行うといった内容、こうしたことについて考えておるところでございます。

信号無視、こういうものもしつかり教育の中に入れる。これは免許証を持つている人を中心に教育

するのとまた違いますから、社会教育全般あるいは学校教育の範囲かもしれませんけれども、本当に目に余るものがあります。私は、むしろ歩行者に、そういうことをやつた者に対して歩行者切符でも切つたらどうかといふくらいの怒りを持つております。これは子供によくない影響を与えてます。

ですから、免許証を持つていないただの普通の歩行者が道交法にどういうふうになるか、ちょっと私わかりませんけれども、やはりそのくらいのことをしないと子供に対してもよくない。ぜひ歩行者に対する、交通マナーの悪い者も範囲の中に入れてほしい、そういう気持ちであります。

○山本(博)政府委員 失礼いたしました。前段の方の歩行者に関するマナーの問題、お答えさせていただきます。

平成八年中の歩行者を第一当事者とします交通事故件数は九千三百三十三件ありまして、うち死亡事故件数は四百三十九件となっております。交

交通事故を防止するためには歩行者のマナーの向上が非常に重要であると認識いたしております。

警察いたしましては、従来から、国家公安委員会が作成、公表しております交通の方法に関する教則というものにおきまして、歩行者の心得

関する章を設けております。歩行者が交通の方法を容易に理解することができるよう配意しておりますほか、歩行者の正しい交通方法に関する交通安全教育、広報啓発活動を行うことによりまして、歩行者のマナーの向上にも努めておることでございます。

は、都道府県公安委員会が、ドライバーだけであります。住民に対する交通安全教育を行なう努力をいたしました。また、交通安全教育を行う者が効果的かつ適切な通安全教育を行うことができるようになります。に、国家公安委員会が交通安全教育指針を作成し、公表するということもいたしたところでございります。

本法律案につき御賛同が得られましたならば、今後これらの規定の円滑な施行を図りまして、歩行者に対する交通安全教育の充実ということを中心として、より一層歩行者のマナーの向上に努めましてまいりたいと考えておりますございま

○松崎委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、同じく自動車教習所の問題なんですけれども、当然これは交通に関する重要な一角を占むる機関でありますから、しっかりとこの法律あるいは交通安全の基本を御存じだと思いますけれども、もう少し指導員、教官の資質の向上が必要ではないかということをよく聞きます。

それからもう一つ、これは自動車教習所の教育が足らないかどうかわかりませんけれども、女性のドライバー、これをおいいますと女性への視点で言われちゃいますので余り下手に言えませんね

れども、皆さんも運転していくてわかると思いますけれども、女性ドライバーの事故率があるかどうかわかりませんけれども、非常に危なつかしい運

転が多くて、事故を併発することが多いのですね。

ども、女性に対する免許証の取得に対し、これは法律とかそういうことはできませんから、少なくとも自動車教習所がどうも女性に甘いのではないかという風潮がございますし、この辺、女性に対する指導をしつかりさせる、あるいは指導員の資質をもう少し向上させる、そういうことが必要だと思います。また、女性の教習等もふやすと

いうことも女性ドライバーの質の向上にもなるのではないか、そんなふうに思いますけれども、この辺の自動車教習所に対する指導はいかがでしょうか。

も、指定自動車教習所の教習水準ということを向上させるためには、教習指導員の資質の向上を図ることは非常に重要なことであるということを私も認めしております。

そこで、平成五年でありますか、道路交通法の改正をお願いいたしまして、それまで技能指導員及び学科指導員二つのものがあったわけですがどちらも認識しております。

いますけれども、この資格を一本化いたしました。で、教習指導員という資格を創設いたしました。あわせまして、教習指導員資格者証制度というのも導入したところでございます。

この教習指導員資格者証制度と申しますものは、公安委員会が行う審査に合格するなど一定の要件を満たし、公安委員会から教習指導員資格者証の交付を受けている者でなければ教習指導員となることができないこととして、不適格者が責任を負ふことのないよう事前にチェックをするとともに、教習指導員に法定の資格を有する者としての責任と自覚を持たせ、その自主的な研さんを促

すことができるものとしたものでござります。
今後とも、教習指導員の資質を向上させて教習
水準を一層向上させるため、制度の厳正な運用、

指導の徹底その他所要の施策を推進してまいりたいと思っておるところでござります。

○松崎委員 その中に、女性ドライバーに対する教育を、質の向上をぜひとも図つていただくようこれから御指導をお願いしたい、そう思います。

それから、交通安全基本計画等にもうたわれておりますけれども、今国際化でございま、外國からの来訪者あるいは駐在者が増加しております

けれども、日本における交通ルール、こういったことに対しでどんな方法で徹底をしていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

あります。このような情勢のもと、外国人の関係する交通事故を防止するためには、さまざまな機会を通じて、外国人に対し、日本の交通事情、母国との交通ルールとの違いなどにつきまして周知徹底を図つていく必要があると認識をいたしております。

警察といたしましては、従来から、在住外国人に対する交通安全教室の開催、また五カ国語による外国人運転者向けのビデオの作成等を行うなどによりまして、外国人に対し、日本における交通ルールについて周知徹底に努めてきたところであります。今後とも、外国人が日本の交通ルールを容易に理解することができるよう、外国人に対する交通安全教育、広報啓発活動の充実をさらに図つてまいりたいと考えているところでございまます。

○松崎委員 これから国際化は大変だと思います。ぜひひとつ、日常の中で定住者が多くなって

ろしいことだとは思うのであります。

同時に、最近よく目に余るのは、宅急便ですか集配便のトラックとかあるいは客待ちのタクシーとか、これがかなり交通ルールを無視して町の中では、これはいろんな背景があると思いますけれども、やつております。この辺のことに対して使用者の責任、指導、この辺はやはり同じように、今回の使用制限とかそれに近いペナルティーがあつてもいいんではないか。

つまり、使用者側が速度違反でありますとか過労、あるいは過積載、駐禁、この辺はやつておるわけでありますけれども、もつと全般に対しても、使用者の責任として、そういう社員に対して指導をしつかりしていただきたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○山本(博)政府委員 違法な運転を繰り返す車両に対しまして、背後にある使用者等の責任はそれなりに追及をしていかなければいけないというぐあいに考えておるところでございます。

今回の法改正によりましては、従来の過積載及び放置行為の違反に加えまして、最高速度違反また過労につきましては使用者の責任を追及することをお願いしておるわけでございますが、これら以外の違反行為につきましてもやはり問題になるものが少なくないところでございます。

ただ、現在実態を見てみますと、これらのものにつきましては、さきに申しました四つほど使用者が運行管理を適切に行つておらないという事例がそう多くないという感じもいたしております。でございまして、今回は法改正の対象とはいたしておりませんが、今後の違反実態を踏まえまして適切に対処してまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○松崎委員 時間ですから、関口新長官さん、山本局長さん、最初の答弁で大変だったと思いますけれども、これからひとつまた頑張っていただきたいと思います。

○總務委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後三時二分開議
○總務委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行いました。田中甲君。

○田中(甲)委員 民主党の田中でございます。

道交法の一部改正、今回提出されましたこの法案を、警察庁のこの取り組みは斬新で前向きな設備であるところを了とするもので、さらによくしたいという思いを持つ中、立法府の立場で何点か質問をさせていただきたいと思います。

最初の柱は、運転免許に関する規定の整備についてであります。どうも前の質問者が随分このボランティアという言葉、そのほか質問をされておりましたから、この問題は、時間が三十分の持つ時間の中で余りましたら、後ほど御質問をさせていただかたいと思います。

まず、交通の安全と円滑を図るために必要な規制の整備、この点から御質問をさせていただきたいと思います。

昨年の十二月、警察庁、当初は道路交通法改正試案というものは、高速道路を通行する際に必要な通行区分に関する規定の対象は、トラックを含む大型貨物自動車一般となつております。しかし、今回最終的に出された法案を見ますと、第七十五条の八の二で、牽引自動車のみがその規制対象になつております。

冒頭の質問は、なぜこのように当初の予定を変更した法案の提出になつたのか、同時に、高速道路におけるトラック事故の現状はいかがなものか、この点、まず一点をお聞かせいただきたいと思います。

○山本(博)政府委員 お答えいたします。

昨年十一月、道路交通法の改正試案を発表したところでございますが、その中には先生御指摘の

ような提案があつたところでございます。具体的に申し上げますと、高速走行時の高速性能の差が

著しい自動車が混在して通行するために生ずる危険というものがあるわけでございまして、これを排除し、全体として交通量を整序化するというごとによりまして交通の安全と円滑を確保することを目的として、高速自動車国道等の片側三車線区間におきましては、大型貨物自動車等が追い越し車線を通行することを制限する通行区分規制を導入するということを提案したところでござります。

しかしながら、各方面から多大な意見をいたしましたところでございまして、このようないくつかの大型貨物自動車の輸送にかかる物流コストに与える影響を懸念する意見もありましたところから、直ちに法律で制定することは今回見送りましたが、当面一部区間ににおいて道路標識等により規制を行うことといたし、この通行区分が交通の安全と円滑に与える影響につきましてさらに見きわめを行つていただきたいということで見送ったところでございます。

なお、高速道路における大型貨物自動車の事故実態いかんということですが、平成八年中の高速道路における大型貨物自動車が第一当事者となった死亡事故は九十二件であります。死者は百十人であります。平成七年に比べまして、平成七年が死亡事故件数八十八件、死者数九十四人であるわけでございまして、ふえてきておるといふことでございます。また、この八年、九十二件、百十人という数字は、全死亡事故件数の二五・六%、全死者数の一六・六%に当たるところでございます。

また、平成八年中の大型貨物自動車が第一当事者となつた事故九十二件を見てみると、大型貨物自動車の事故は午前零時から午前六時までの深夜、早朝の時間帯に多く発生し、事故原因につきましては、いわゆる居眠りや漫然運転に起因いたしました前方不注視というものの、また最高速度違反が多く、事故の類型につきましては、他の車両への追突、衝突というものが多くなつておるところであります。

この道路運送法の所管は運輸省です。そこで質問をさせていただきたいと思いますけれども

以上でございます。

○田中(甲)委員 ありがとうございます。

夜間の事故が多く、追突という分類が事故の中でもござっていることは、やはり過労ということがかなり影響しているんだろうという予測がされると思います。

法案の第二十二条の二、第六十六条の二及び第七十五条の二では、車両の運転者が最高速度違反行為または過労運転をした場合には、車両の使用者に対する違反防止のため必要な措置をとることを指示して、さらに、指示開始後一年以内に同じ違反行為が行われた場合には、当該の自動車の使用制限ができるということにしてあります。

私は、実態の把握がされていて適切な指摘であるというふうに考えておる者の一人であります。さきの法改正でも放置行為あるいは過積載について定められており、今回も重ねて妥当なものと認識をしております。

しかしながら、今回の法改正は、前回の放置行為及び過積載ではないものが加えられておりました。私が指摘させていただくのは、スピード違反については第二十二条の二第二項であります。これは、読み上げますけれども、車両の使用者が道路運送法の規定による自動車運送業者等である場合には、これらの指示を公安委員会が当該事業を監督する行政庁とあらかじめ協議をして定めるところによつてしなければならないとなつております。同じく過労運転についても、第六十六条の二第二項でありますけれども、スピード違反についての第二十二条の二第二項を準用するというものであります。

この道路運送法の所管は運輸省です。そこで質問をさせていただきたいと思いますけれども

も、放置行為及び過積載については対応するような措置をとっていない運輸省との協議を、なぜ今回の改正法案において、具体的に申し上げるならば、繰り返しますがスピード違反と過労運転についてだけ運輸省との協議をしなければならないことになったのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○山本(博)政府委員 御指摘の問題、まず検討の過程におきまして一部の業界団体からは、最高速度違反等については運転者個人の問題であつて使用者の責任を問うのは適切ではないという意見もあつたところであります。が、最高速度違反や過労運転を防止するためには適切な運行管理が確保されることは必要であるということにつきましては御理解をいただけるものと考えておりますところでございます。

この上で、改正案第二十二条の二第二項及び第六十六条の二第二項の規定につきましては、道路運送事業等の用に供される自動車に関しましては運輸省の管理もなされるものでありますところから、警察と運輸省が協力し、緊密な情報交換を行うことなどによりまして、それぞれが道路交通法や道路運送法等に基づく権限を適切に行使することができるようにしようとするものでございました。

過積載や放置行為につきましては第二十二条の二第二項や第六十六条の二第二項に相当する規定がないが、その理由はいかんというのが二点目であります。

最高速度違反等につきましては、過積載などの場合と比較いたしまして、運転者個人が責任を負うべき程度が高く、使用者の運行管理と運転者の違反行為との関係が比較的間接的であると考えられますところから、運行管理の実態を踏まえて適切な行政処分を行うためには、道路運送法等の観点から事業者の運行管理の実態把握に努めている事業監督行政庁と警察とが連携して運行管理の把握及びその改善に当たることとした方が適当であると考えたことによるものでございます。若干実

態が、過積載、放置行為の場合と最高速度違反、過労運転の場合とは違つていう認識に立つた措置でございます。

○田中(甲)委員 では、運輸省にお聞きします。これは警察の原案の中に、運輸省との協議にてすけれども、運輸省の見解というものをお聞かせいただきたいと思います。

○福本説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、私どもと警察との協議の段階で、お互いに意見の一一致を見たというものがこれでございまして、私ども運輸省といたしましては、これまで道路交通法第八条の二十七の規定によりまして、いわゆる通報制度がございます。それを活用しまして、警察と相互に緊密な連携をとりながら、過積載等の違反に対しまして、私どもの、貨物自動車運送事業法に基づく車両使用停止等の処分を年間約三千件行ってございまます。厳正に対処いたしておりますところでござります。

今回の規定の趣旨につきましては、「このような両省における協力関係の中で、自動車運送事業等の用に供します車両に関しまして、最高速度違反行為や過労運転が行われた場合につきまして、運輸省と警察とがさらに密接な連携を図ることにより、それぞれの行政を責任を持つて的確に遂行しようとするものである」ということでございました。

二第二項や第六十六条の二第二項に相当する規定がないが、その理由はいかんというのが二点目であります。

過積載や放置行為につきましては第二十二条の二第二項や第六十六条の二第二項に相当する規定がないが、その理由はいかんというのが二点目であります。

○福本説明員 お答えいたしました。

○田中(甲)委員 では、私の質問の答えとして私は、業界団体からの陳情によってこのようなものにしたのではないということでおよろしいわけですね。もしこの協議によつて法案の趣旨及び車両制限が、業界の意向を受けた運輸省によつて今後、私が今指摘したようなことが事実であるとするならばこの法律というものが骨抜きにされてしまうという危険性があると私は思うのです。

もう一度確認をさせていただきますけれども、はつきりとお答えをいただきたいのですが、業界の陳情によつて動いたものではないということですね。

○福本説明員 トラック業界の陳情でこのような協議をしたということではございません。

○田中(甲)委員 大変聞こえはいいのですけれども、間違つても運輸省は運送業界の陳情によつて動いたものではありませんよ。そうだとしたら、国民全体の法律が「一部の業界団体によつてゆがめられてしまつた」ということになります。

○福本説明員 トラック業界の陳情でこのようないいことがあります。それによりますと、これは二月に提出されたものであります、「道路交通法改正について」。その中に「法律案第二十二条の二及び第六十六条の二の規定を削除されたい」という項目でどちらうたわれているのです。この陳情書に対して、運輸省はそれを取り入れる形で、今回の法改正の中に当初から私が指摘したよ

うなものが組み込まれてきたというように私はどうしても判断をせざるを得ないというように思うのですが、改めてそのことに関して御答弁をいただきたいと思います。

○田中(甲)委員 運輸省いたしましては、運輸省の政策判断いたしまして、本案のような形での協議を警察さんとさせていただいたということだと思います。

○福本説明員 お答えください。

○田中(甲)委員 では、このようにトラック業界から陳情書が出てきたことは間違ひありませんね。

○福本説明員 御指摘のとおりでござります。

○田中(甲)委員 今後、警察が前向きな姿勢でつくるこの法案に対し、業界の陳情といふものの意向を酌んで運輸省が、この警察の法律に対する細部にわたる規定を業界と詰めて今後決めていかなければならぬという際に、本来の交通事故や交通死亡者の減少に向けて努力をしようとするとする警察に対しマイナスになる発言というものは極力控えていただきたい、私からの要望をさせていただきたいと思います。御意見がありますたらお答えください。

○福本説明員 先ほども申し上げましたように、運輸省は運輸省といたしまして、スピード違反あるいは過積載、過労運転その他につきましては、事業者監督という観点から大変厳しい監査あるいは処分等を実施をいたしております。そういう趣旨で今後とも警察さんとよく連携をとつてまいりたい、そういううまいに考えております。

○田中(甲)委員 くどいようでありますけれども、放置行為並びに過積載についてはこのようないい規定はありません。今回のスピード違反と過労運転についてだけこういうものを組み込んできました。そしてその背景には、このような業界団体からの陳情書がある。そしてこの陳情に關しては、ここだけではありません。この団体名はあって私はここで發言はいたしませんが、この協会だけではなく、幾つかの協会がこのように運輸省の方に陳情を持っています」という事実を見るならば、私

は、そのことにひるまずに、本当に日本の交通安全全ということを確立していくために厳しい態度で運輸省も臨んでもらいたいと重ねて申し上げます。

その陳情の中に、大型貨物自動車の最高速度を現行の八十キロからバスと同様の百キロに引き上げてもらいたいという項目が書かれていますけれども、このことに関する運輸省、どのように考へているか、お答えをいただきたいと思います。

○福本説明員 お答えいたします。

本年一月、全日本トラック協会から私どもの方に提出されました要望書に、高速道路上の最高速度、これはトラックに関してございますが、八十キロを百キロに引き上げてほしいというものがございましたことは承知をいたしております。

ましたが、輸送の安全を確保するということは大変重要な課題ということで私どもも認識をいたしております。

しかし、昭和三十八年に現在のこの最高速度が定められておりまして、その後三十四年も経過をいたしております。この間、安全装置を含め車両性能が大幅に向上去をいたしておりますといふことが一つ。

それから二つ目。例えば、米国では時速百二十キロ、イギリスでは時速九十六キロなど、欧米諸国と比べまして最高速度が低く抑えられておるということが二点目。

それから、三点目でございますが、高速道路でも設計速度百二十キロという道路が東関東自動車道あるいは関越自動車道など既に七百三キロが供用をされておるとのこと。

さらに四つ目には、我が国の高コスト構造の是正というために、世界で最も値段の高い高速道路での輸送の効率化ということが内外から大変強く求められておることでございまして、運輸省いたしましては、トラックの最高速度の引き上げをぜひ検討をしていただきたい、こういう立場でござります。

場でござります。

○田中(甲)委員 同様の質問を警察庁にさせていただきます。

○山本(博)政府委員 お答えします。

今回の道交法の改正に当たりましては、各界からたくさんの方の意見を求めたところでござります。自動車の最高速度見直しについての陳情があつたところでござります。

私ども、いろいろ検討してきたわけでございますが、普通乗用自動車等との制限距離等の差が依然として存在しております。また、現在の高速道路の設計速度はほとんどが百キロメーター以下でありますところから、安全を所管する当局といたしましては、現在の大型貨物自動車に係る最高速度八十キロメートル毎時は合理的なものというぐあいに考えておるところでございます。

また、大型貨物自動車に係る死亡事故は依然として多発しておりますので、その原因としては速度超過の割合也非常に高いものでありますところから、現時点での大型貨物自動車の最高速度の引き上げは慎重に対応すべきものと考えておるところでござります。

なお、外国の事例でございますが、これは区々でござります。

ありますので、私は、一つはドイツであります、ドライバーはよくアウトバーン、一般乗用車は無制限と言われておりまして、そのとおり走っておりますが、ドイツの安全性は以前よりも向上するのではないかといふぐあいにも思つておるところでござります。

いずれにいたしましても、トレーラー等の運転マナーの向上の問題につきましては、今後、適切な指導を行つてまいり、より安全を確保するよう努めてまいりたいと思つておるところでござります。

一方、今回の改正によりまして、トレーラーが新しい通行区分に従い、危険を伴う進路変更を行ふことなく第一車両通行帯を整然と通行することになれば、第一車両通行帯を行ふ自動二輪車の安全性は以前よりも向上するのではないかといふぐあいにも思つておるところでござります。

いずれにいたしましても、トレーラー等の運転マナーの向上の問題につきましては、今後、適切な指導を行つてまいり、より安全を確保するよう努めてまいりたいと思つておるところでござります。

○山本(博)政府委員 お答えいたします。

先生の御指摘、確かに概念的には理解できるところではござりますけれども、現行法におきましても高速自動車国道の第一通行帯をすべての車種が混在して通行することは予定されているところでありまして、また、現にトレーラーの多くは実勢速度の最も低い第一車両通行帯を行ふ車線の実情でござります。

一方、今回の改正によりまして、トレーラーが

新しく通行区分に従い、危険を伴う進路変更を行ふことなく第一車両通行帯を整然と通行することになれば、第一車両通行帯を行ふ自動二輪車

の車種に比べて高くなっています。また、速い速度で走行中に事故が発生した場合には死亡事故につながる可能性も高くなっているということもあります。

あるところでありまして、今後とも交通事故実態を勘案しながら慎重に対応する必要があろうかと

いうぐあいに考えておるところでござります。今後とも検討の課題としては十分やつていきたいと

思つておるところでござります。

○田中(甲)委員 わかりました。

しかし、大型トレーラーが一番左の車線を走るようになつて、そしてオートバイも一番左の車線を走つて、私も自分で運転をしますけれども、大型トレーラーといふものは非常に危険な運転をされるときがある。そして、自分の車のずうたいが大きいというのを威張り散らすような運転をする

方々は、極めて改悪であるということを言われてゐる。

そして、先ほど私は、大型トレーラーの速度制限を八十キロから百キロに引き上げてくださいと申上げたところではござります。その中の陳情に對して、これはやはり安全上よくらたくさんの意見を求めたところでござります。そこでございまして、トラック協会からは、大型貨物自動車の最高速度見直しについての陳情があつたところでござります。

私ども、いろいろ検討してきたわけでございますが、普通乗用自動車等との制限距離等の差が依然として存在しております。また、現在の高速道路の設計速度はほとんどが百キロメーター以下でありますところから、安全を所管する当局といたしましては、現在の大型貨物自動車に係る最高速度八十キロメートル毎時は合理的なものというぐあいに考えておるところでございます。

また、大型貨物自動車に係る死亡事故は依然として多発しておりますので、その原因としては速度超過の割合也非常に高いものでありますところから、現時点での大型貨物自動車の最高速度の引き上げは慎重に対応すべきものと考えておるところでござります。

○山本(博)政府委員 お答えいたします。

他方、自動二輪車の法定速度の見直しの問題であります。しかし、依然として現在でも死亡事故率が他の車種に比べて高くなっています。また、速い速度で走行中に事故が発生した場合には死亡事故につながる可能性も高くなっているということもあります。

あるところでありまして、今後とも交通事故実態を勘案しながら慎重に対応する必要があろうかと

いうぐあいに考えておるところでござります。今後とも検討の課題としては十分やつていきたいと

思つておるところでござります。

○田中(甲)委員 わかりました。

しかし、大型トレーラーが一番左の車線を走るようになつて、そしてオートバイも一番左の車線を走つて、私も自分で運転をしますけれども、大型トレーラーといふものは非常に危険な運転をされるときがある。そして、自分の車のずうたいが大きいというのを威張り散らすような運転をする

ちは七号告示の内容を十分だとは考えておりませんが、しかし、過労運転をなくすためには、運輸省と同様にドライバーの労働時間などによる過労運転の定義を警察庁としてもこの際明確にしていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○山本(博)政府委員

私も、定義いたしました。先ほど申しましたような内容で一応明確になつておるのではないかという感じがするわけですが、問題は、具体的適用に当たりまして、なかなか微妙な問題があるということではないかと思つております。どの程度疲労をすれば道路交通に危険を及ぼす運転と言えるかということにつきましては、運転者によつて個人差もあります、一律に何時間連続して運転したということをもつて過労運転に当たるというような意味での基準を設けることはなかなか難しいのではないかと思つております。

今改正案では、トラックなどのドライバーが最高速度違反や過労運転を行つた際に、それが使用者の下命、容認によるものでなくとも、車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限ができる

ということになつております。ところが、使用者とともに荷主、荷受け人の背後責任については明らかにされていません。一九九三年の法改正では、過積載に対する荷主、荷受け人の背後責任についても明らかにしましたね、私も資料をいただけでも明瞭にしません。私も資料をいただけでも明瞭にしません。私は、この点については明確にしていないのです。

警察といたしましては、今後の最高速度違反等の実態をよく踏まえ、それらの違反行為の効果的実現を図るために、使用者の下命、容認によるものでなくとも、車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限ができる

ことによっても荷主、荷受け人の背後責任につきましてこれを読ませていただきましたけれども、今回、この点については明確にしていないのです。

改訂案では、荷主の行為と運転者の違反行為との関係がより間接的であるという感じがするところでございまして、過積載と最高速度違反について同様に論じることはできないのかと考えた結果でございます。

改訂案では、トラックなどのドライバーが最高速度違反や過労運転を行つた際に、それが使用者の下命、容認によるものでなくとも、車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限ができる

ことがあります。ところが、使用者とともに荷主、荷受け人の背後責任については明らかにされていません。私は、この点については明確にしていないのです。

改訂案では、トラックなどのドライバーが最高速度違反や過労運転を行つた際に、それが使用者の下命、容認によるものでなくとも、車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限ができる

ことがあります。私は、この点については明確にしていないのです。

改訂案では、荷主の行為と運転者の違反行為との関係がより間接的であるという感じがするところでございまして、過積載と最高速度違反について同様に論じることはできないのかと考えた結果でございます。

来ているんだそうですね。このように、アンケートに答えていただいた下請トラックの六二%の方が、高速道路を、深夜、八十キロ制限のところなのに百キロから百二十キロ出さなければとても死亡する危険を感じますか。「常に感じている」というのが一三・一%、「時々ある」というのが四〇・四%、何と過半数以上のドライバーが死の危険を感じているという衝撃的な結果も出ております。指定時間におくれると運転者と下請企業に契約解除などのペナルティーが科せられる、こんな実態があるんですね。

こういう実態、御存じないんですか。もう一度聞きます。知っているんじゃないですか。
○山本(博)政府委員 委員御指摘のように、最高速度違反及び過労運転につきましても、過積載と同様にその根絶を期するためには、運転手を取り締まるだけじゃなくして、その背後にある使用者さんは荷主等に対する対策的確に行っていく必要があろうかと思つておるところでございます。

現在、このような方向で検挙活動をいろいろ進めておりますが、先ほど申しましたように、最高速度、過労運転につきまして荷主が関与したといふ検挙事例は必ずしも多くないところでござります。今後、最高速度違反や過労運転の事件検挙、使用者責任の追及を行う中で、こうした荷主等が最高速度違反等を誘発するような時間を拘束しただけ明らかにしてまいりまして、荷主等の背後責任の追及にも努力をしてまいりたいというふうに思つておるところでございます。

○春名委員 それはぜひやつていただきたい、しっかりと私は聞きましたので。

それで、このパンフレットの中に、その過積載の問題でもやはり使用者だけじゃなくて荷主まで責任を追及せにやいかぬというふうになつた理由

として、荷主が運送を別会社に下請させる形態とかも販売業者に貰い取らせる形態とか、これが今は一般的になつていて、使用者だけにしても効果がない、実質的にいかぬのや、そういうふうな分析をされて、それでそこまで突っ込んでやろうといふ議論をされているわけでしよう。今は事例が少ないと、いうふうに言われるけれども、しかし実際は、今言ったように、この宅配便の下請にやらせて、そういう指定をさせて、それでもう疾走させなければとも着かないようなそんな事例がたくさんあるんです。

だからこの際、本気で調べていただき、荷主の責任や荷受けの責任など、やはりそこまで突つでございまして、今後とも実態の解明に努めまして、そのようなものにつきましては徹底した責任の追及を行つてしまいりたいと思っておるところでございます。

○春名委員 それでは次に、トレーラーによる事故の防止についても一言質問させてもらいたいと

思ひます。

今回の改正案は、左車線の通行ということでの大型事故が起つたことにかんがみてそういう改正をされるものだと思います。トレーラーの安全走行の問題で、その改正自身は一つの事故防止に大きな事態が起つたことにかんがみてそういう改

正をされるものだと思います。トレーラーの安全走行の問題で、その改正自身は一つの事故防止に大きな実施とともに、道路管理者、関係行政機関、関係団体等と連携いたしまして、危険性の高い違反の徹底した取り締まり、背後責任の追及、道路法等関係法令違反の摘發等の諸対策を積極的に進めまいりたいと考えておるところでござります。

○春名委員 ぜひ、運輸省や建設省とも積極的に協議もしていただいて、御検討をお願いしたいと思います。

最後に、午前中の議論でも質問が出ておりましたけれども、軽微違反行為者については社会参加活動の選択を含む講習が義務づけられるという問題

す。

これは警察庁だけの問題ではもちろんありませんが、高速道路の進入ゲートの前に設置された計

量器が軸重を計算するだけで、つまり、一車輪にかかる重量上限は十トン以下が基準になつてますけれども、軸重を計算するだけで、総重量が

違つてしまつ、こういう問題があります。あるいは、単体物積載専用の重トレというトレーラーにばら荷を積んで運行している問題などもあります。ですから、構造的なこういう大問題が幾つも横たわつてゐるわけあります。

ですから、左車線を通ることになつて少しは緩和されるかということもお考えかと思いますが、真にトレーラー事故の根絶につながる対策が必要じやないでしようか。こういう問題を本気で検討し、調査をするといふことが今求められているようになります。いかがでしようか。

○山本(博)政府委員 お答えいたしました。

○春名委員 以上で質問を終ります。ありがとうございました。

○高橋委員長 次に、畠山健治郎君。

○畠山委員 私は、道交法直接の問題ではなく、外側から少しお尋ねをさせていただきたいと

いうふうに思いますが、大蔵省と運輸省はお見え

でしようか。

○日米保険協議に基づく規制緩和として、大蔵省は任意の自動車保険の差別化を行おうとしておる

ようあります。その内容と料率の変動見込みについてお伺いをいたします。

○高橋説明員 お答えいたしました。

○春名委員 御指摘の、日米保険協議の合意により可能となるリスク細分型の自動車保険の差別化の内容でございますが、料率の設定につきまして、運転者の年齢、性別、運転歴、自動車の用途、使用者法、地域、これは北海道、東北と七区分でござります。それから車種、安全装置及び複数所有者に基づいて行うことが可能となる予定でございま

す。

それから、このようなりスク細分型自動車保険が販売された場合の影響でござりますけれども、保険契約者の選択の幅が広がる等の利便性の向上

が期待されます一方、反面で、自動車保険の料率の変動見込みについては、事故率の高い若年契約者等の保険料が大幅に上昇するおそれがあるといつた意見があることも承知しております。ただ、実際の保険料率がどのようなものになるかにつきましては、現時点では確たることは申し上げられないというふうに考えております。

○鷹山委員 今の説明でも、保険料率のアップは避けられないというふうに思うのです。特に、特定の年齢層や車種にかかる被保険者の負担増は間違いないというふうにも思うのです。

そこで、まず運輸省にお尋ねいたしますが、自賠責制度における政府保障事業の支払い状況、特に無保険による支払い状況並びに原付の付保状況を示していただきたいと思うのです。

○柴田説明員 お答え申し上げます。

政府の保障事業の支払い状況でございますが、平成七年度の実績で、支払い件数、決定件数でございますが、三千六百五十一件。このうち無保険にかかる支払い状況は、約二一・五%の四百五十八件でございます。

また、原動機付自転車の自賠責保険の加入率は、軽二輪自動車を含むものでございますが、平成七年度で七二・六%と、若干ではありますか上傾向になっております。ただし、加入率の計算につきましては、分母といたしまして市町村等への届け出台数をとつております。たゞ、廃車等に伴って届け出をされていない方もございますので、それを勘案しますと、もう少し加入率は高いのではないかというふうに考えております。

○鷹山委員 自賠責にさえ無保険車がある実態は、被害者補償の観点から問題があるというふうに言わざるを得ないと思うのです。自賠責に加入した任意保険加入率は、対人賠償で約六八%にすぎない。もちろん、全労災などの共済加入もあるから加入率はさらに高くなるかもしれません、基本となる自賠責に加入していく車がある実態では、任意保険が一〇〇%にならない車がないと言わざるを得ないと思います。そ

うしてみると、任意保険の料率が大きく変動すれば、若い年齢層や特定の車の任意保険加入率にかなり影響を及ぼすものと見なければならないと思われます。

この点、日米保険協議において大蔵省はどう考慮したのか、お伺いをしたい。また、運輸省は、任意保険の問題とはいえ、被害者補償に重大な影響を及ぼしかねない保険自由化に当たって大蔵協議をどのようになさったのか、お伺いをいたしました。考え方があなたの答弁からしても、これほど間違いないと思われる重大なこの問題についても、道路交通にかかる重大なこの問題についても、運転者教育の機会等を通じまして、引き続き協議をどのようになさったのか、お伺いをいたしたいと思います。考えが今あれば、お尋ねをいたしたいと思います。

○高橋説明員 お答えいたします。

日米保険協議は、民間の任意の保険についての協議でございました。御指摘の自動車保険についてでございますが、先ほど申し上げましたようにリスク細分型の自動車保険が認められるといいます。考

えがわる支払い状況は、約二一・五%の四百五十八件でございます。

○柴田説明員 お答え申し上げます。

日米保険協議は、民間の任意の保険についての協議でございました。御指摘の自動車保険についてでございますが、先ほど申し上げましたように

リスク細分型の自動車保険が認められるとい

うことになりますれば、保険契約者の選択の幅が広がる等の利便性の向上が期待されます。ただ、

委員御指摘のように、一部の保険者については保

険料が上昇するといったおそれもあるというふうに

ろうかと思っております。

このような観点から、自賠責保険や責任共済につきましては、無保険車をなくすためのキャンペーんを運輸省ほか関係機関と協力して行っています。

○鷹山委員 先ほどの答弁からしても、これほども、運転者教育の機会等を通じまして、引き続き加入を呼びかけてまいりたいと考えているところです。

○鷹山委員 再度運輸省にお伺いをしますが、保障額に対する自賠責の割合はどうなっているのか。また、任意保険の加入状況の変動によっては、保障額の五割を基本とする自賠責の支払い限度額の引き上げなどの改正も必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょう。

○柴田説明員 お答え申し上げます。

自賠責保険につきましては、自動車事故の被害者に対する基本的な損害賠償が適正になされるよう自動車の保有者に契約を義務づける社会保障的な色彩を持つ強制保険でございます。このた

め、法律上の義務づけがあるとはいって、バランスの問題もございまして、支払い限度額の引き上げが大きな保険料の引き上げにつながりまして、契約者の負担増に伴つて逆に無保険車が増加する、こういった事態は避ける必要があるというふうに考えております。

任意保険の自由化につきましては、先ほど大蔵省さんからもお話をございましたが、その具体的な態様、その影響についてもまだ確定することが言える状況ではないのではないかというふうに考えておりますが、任意保険の加入率が大幅に低くなり、自動車事故の被害者に対する十分な損害賠償が担保されないような状況は憂慮されるべきことではないかというふうに考えております。

運輸省といたしましては、自動車事故被害者に

対する基本的な損害賠償を担保する自賠責制度を所管する立場から、任意保険の加入率だけを見ましても非常に関心を持っております。しかしながら、日米保険協議に際しまして、運輸省は大蔵協議をから調整を受けたということとはございません。

○山本(博)政府委員 お答えいたします。

交通事故の被害者に対する救済を考えてました場合、法律上の義務となつております自賠責保険や責任共済への加入に加えまして、任意保険にも加入することが望ましいことはもちろんのことであ

今後とも、こういう支払い限度額の引き上げを含む自賠責制度のあり方について適時適切に検討を加え、見直しを行つていただきたいというふうに考えております。

○鷹山委員 先ほどの答弁からしても、これほども、運転者教育の機会等を通じまして、引き続き協議がまかり通るということになれば、規制緩和とは企業活動の自由となりかねない。

○鷹山委員 先ほどの答弁からしても、これほども、運転者教育の機会等を通じまして、引き続き協議がまかり通るということになれば、規制緩和とは企業活動の自由となりかねない。

○鷹山委員 お答え申し上げました。

○鷹山委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○鷹山委員長 これより討論に入るのであります。本件の申出がありませんので、直ちに採決が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

道路交通法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○鷹山委員長 これより討論に入るのであります。本件の申出がありませんので、直ちに採決が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○鷹山委員長 起立賛成者立起立を求めております。

○鷹山委員長 この際、本件に対し、宮路和明君外四名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案によ

る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。富田茂之君。

○富田委員 私は、この際、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五会派を代表し、道路交通法の一部を改正する法律案に対しまして、次の附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきります。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における道路交通情勢にかんがみ、交通安全対策の一層の推進を図るために、次の諸点について善処すべきである。

一、最近の交通事故増加の現状にかんがみ、交通安全施設の整備等道路交通環境の改善を図ることとも、交通安全教育の充実、救急・救助体制の整備等関係機関が一体となつた総合的な交通安全対策を積極的に推進すること。

二、現下の交通安全情勢を踏まえ、交通違反の取締りは、悪質・危険性の高い違反及び迷惑性の大きい違反に重点を置くこととし、交通違反の防止の一層の推進を図ること。凶悪化、粗暴化、集團化を強めている暴走族に関しては、暴力団対策部門等との連携強化を積極的に行うこと。

三、軽微違反行為をした者が講習の内容として選択できる社会参加活動は、運転者の資質の向上に資する活動に限定するとともに、学習効果が上がるよう十分指導すること。なお、受講に当たっては、受講者の意向を十分に尊重すること。

四、高齢者の交通事故死者が增加している現状にかんがみ、高齢者の特性、交通実態等を踏まえた交通安全教育を一層推進すること。特に、七十五歳以上の者に対する講習については、加齢に伴う心身の変化を自覚できるよう

内容の充実を図ること。

五、速度違反、過積載、過労運転等による重大事故が多発している現状を踏まえ、使用者、荷主等の背後責任の追及を含め、再発防止のための指導取締りを一層強化するとともに、

六、エアバッグ及びチャイルドシートの義務化、運転中の携帯電話の使用規制等の諸課題について、交通安全確保の観点に立って、引き続き検討・協議し、早急に結論を得るように努めること。

七、本法の運用に当たつては、その施行前に国民への周知徹底を図るとともに、本法に係る政令等の制定及びその運用に際しては、本委員会における論議を十分踏まえること。

右決議をする。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたしたいと思います。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○穂積委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○穂積委員長 お詫びいたします。

この際、国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。白川国家公安委員会委員長。

○白川国務大臣 道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、大変熱心な御審議をいただいだところ、速やかに採決いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

政府といいたしましては、審議経過における御意見並びにただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、交通安全対策の推進に万全の措置を講じてまいります。

を講じてまいる所存でございます。

今後とも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願ひ申しあげます。どうもありがとうございました。

○穂積委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○穂積委員長 次に、ただいま付託になりました内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。白川自治大臣。

〔本号末尾に掲載〕

○穂積委員長 次に、ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案

● 都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の手続を簡素化するほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、外部監査に係る制度に関する事項であります。

普通地方公共団体の監査を行うものであり、普通地方公共団体の行政体制の整備と適正な予算の執行の確保を図るために、その制度を創設するものであります。

普通地方公共団体と外部監査契約を締結できる

者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営

管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する

者であつて、弁護士、公認会計士及び普通地方公

共団体の監査に関する業務に精通した者とする

とともに、普通地方公共団体は、当該普通地方公

団体の職員や職員であった者等と外部監査契約を

締結してはならないこととしております。

外部監査契約とは、包括外部監査契約と個別外

部監査契約をいうものであります。

まず、包括外部監査契約に基づく監査は、普通地方公

共団体が、その組織及び運営の合理化等を図るために、毎会計年度、包括外部監査人が必要と認め

る特定の事件について受け監査であり、都道府

県、政令指定都市、中核市について義務づけるこ

とができることとするものであります。

これらの普通地方公共団体の長は、毎会計年

度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を速や

かに締結しなければならないものとし、この場合

には、監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならぬこととしております。

また、これらの普通地方公共団体は、連続して

個別外部監査契約に基づく監査に係る制度の請求、議会からの監査の請求、長からの監査の

事項についてであります。

個別外部監査契約に基づく監査は、事務の監査

の請求、議会からの監査の請求、長からの監査の

事項についてであります。

第七十四条第二項中「使用者の下に「(次項第一項の規定により安全運転管理を委託したものと除く。)」を加え、「教育」を「交通安全教育」に改める。

第七十四条の二第一項中「(平成元年法律第八十一号)」及び「自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二の十五条の二の二第一項において同じ。)」を行わせるためを削り、「うちから」の下に「、次項の業務を行なう者として」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項の規定に基づく總理府令で定める事項を処理する」を第二項の業務を行なうに改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第四項に改め、「なつたとき」の下に「又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるとき」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確

自動車の使用者に対する指示	違反行為	最高速度違反	行為	当該自動車を使用することについてのおそれによる指示
第二十二条の二第一項の規定	運転速度違反	放置行為	行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ
第五十八条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為	過積載をして自動車を運転する行為	行為	著しく交通の危険を生じさせるおそれ

保るために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二の二第一項において同じ。)で總理府令で定めるもの

第一項において同じ。)で總理府令で定めるものを行ななければならぬ。

3 前項の交通安全教育は、第一百八条の二十八第

一項の交通安全教育指針に従つて行ななければなりません。

第七十四条の二の付記中「第二項」を「第四項」に、「第四項」を「第六項」に、「第三項」を「第五項」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第七十五条の二第一項中「第五十一条の四(第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)の規定による」を「次の表の上欄に掲げる」と、「放置行為」を「その指示の区分ごとに同表の中欄に掲げる違反行為」に、「が著しく交通の危険を生じさせ又は著しく交通の妨害となる」を「について同表の下欄に定める」に改め、同項に次の表を加える。

第七十五条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項(前項において準用する場合を含む。)」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十五条の二の付記中「及び第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改める。

第七十五条の二の二第一項中「ついて」の下に「、

自動車の安全な運転を確保するために必要な交通

安全教育その他」を加え、同条第二項中「駐車又は

積載」を「速度、駐車若しくは積載又は運転者の心

身の状態」に改める。

第七十五条の八の次に次の二項を加える。

(重被牽引車を牽引する牽引自動車の通行区分)

第七十五条の八の二牽引するための構造及び装

置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特

殊自動車(以下「牽引自動車」という。)で重被牽

引車を牽引しているものが車両通行帯の設けら

れた自動車専用道路(次項に規定するものに限

る。)又は高速自動車国道の本線車道を通行する

場合における当該牽引自動車の通行の区分につ

いては、第二十条の規定は、適用しない。この

場合においては、次項から第四項までの規定に

定めるところによる。

2 前項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられ

た自動車専用道路(道路標識等により指定され

た区間に限る。)の本線車道においては、当該本

線車道の左側端から数えて一番目の車両通行帯

を通行しなければならない。

3 第二項の牽引自動車は、車両通行帯の設けられ

た高速自動車国道の本線車道においては、当

該本線車道の左側端から数えて一番目の車両通

行帯(道路標識等により通行の区分が指定され

ているときは、当該通行の区分に係る車両通行

帯を通行しなければならない。

4 第一項の牽引自動車は、第二十三条若しくは第七十五条の四の規定による自動車の最低速度に達しない速度で進行している自動車を追い越すとき、第二十六条の二第二項の規定によりそのまま通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を

譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

（罰則）第二項から第四項までについては第百二十条第一項第三号、同条第二項

及前条に改め、同条第一項中「もつばら」を「専ら

に」及び第七十五条の七を「第七十五条の七及び前条に改め、同条第一項中「及び第七十五条

の五」を、第七十五条の五及び前条に改める。

第七十五条第三項中「牽引するための構造及び裝置を有する大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車(以下「牽引自動車」という。)によつて」

を「牽引自動車によつて」に改める。

第八十九条第一項第五号中「同条第四項」を「同

条第六項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同项第六号中「若しくは第二号」を「から第五号まで」に改める。

第九十条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者に

ついては、政令で定める基準に従い、免許(仮免許)を除く。以下この条において同じ。)を与える、又は六月を超えない範囲内において免許を

保留することができる。

一 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく处分に違反した者

二 自動車等の運転者を唆してこの法律の規定に違反する行為で重大なものとして政令で定めたもの(以下この号において「重大違反」という。)をさせ、又は自動車等の運転者が重大違反をした場合において當該重大違反を助けめるもの(以下この号において「重大違反唆し等」という。)をし

た者

三 道路以外の場所において自動車等をその本來の用い方に従つて用いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という。)

することができない。

第一百七条の五第八項中「第一項各号のいずれかに該当する場合」の下に「(同項第二号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)」を、「あるときは、下に「(同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。)」を加え、「三年」を「五年」に改める。

第一百七条の七第一項中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に改める。

第一百八条を削り、第六章第八節中第百七条の十一年を「第一百八条とする。

「第六章の一 講習等」を「第六章の二 講習」に改める。

第一百八条の二第一項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「処分を受けた者」の下に「及び第一百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつた者」を加え、同項に次の二号を加える。

十二 更新期間が満了する日における年齢が七十

十五歳以上の者に対する講習

十三 免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で輕微違反行為をし、当該行為が

第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなつたものに対する講習

第一百八条の二第三項中「第十一号」の下に「から第十三号まで」を加える。

第一百八条の三の次に次の一条を加える。

(輕微違反行為をした者に対する講習の手続)

第一百八条の三の二 公安委員会は、免許を受けた者は国際運転免許証等を所持する者が軽微違

反行為をし、当該行為が第一百二条の二の政令で定める基準に該当することとなつたときは、總理府令で定めるところにより、速やかに、その

者に対し、第一百八条の二第一項第十三号に掲げ

る講習を行う旨を書面で通知しなければならない。

第一百八条の四第一項第一号中「指導(次条において「指導(以下)に改める。

第一百八条の十四中第六号を第七号とし、第五号を第六号として同条第四号中「交通事故に」を「前号に掲げるもののほか、交通事故に」に、「前号」を「第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 公安委員会が第一百八条の二十六の規定により講ずる措置に對して協力するため、第二号

の規定による分析の結果又は前号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を提供すること。

第五 前各号に掲げるもののほか、道路における交通安全と円滑に資するための啓發活動

対策 公安委員会が行うもの(除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全管理)

第六章の二十七を「第一百八条の三十四とする。

第一百八条の二十六中「第九十条第一項ただし書は第二号」に改め、「同項第四号」の下に「第一百二条の二」を加え、同条を「第一百八条の三十三」とす

る。

第六章の三の次に次の二章を加える。

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図り、又は道路の交通に起因する教

育を行なうため、住民に対する交通安全教育を行うよ

うに努めなければならない。

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第一百八条の二十七を「第一百八条の三十四とする。

第一百八条の二十六中「第九十条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「同項第四号」の下に「第一百二条の二」を加え、同条を「第一百八条の三十三」とす

る。

四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓發活動その他の道路における

交通安全と円滑に資するための啓發活動

五 前各号に掲げるもののほか、道路における

交通安全指針を作成しようとする場合には、関係行政機関の長と緊密な協力を図るよう努めなければならない。

六 國家公安委員会は、第一項の規定により交通の安全と円滑に資するための啓發活動

対策 公安委員会が行うもの(除く。)の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故の発生の状況に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全管理)

第七百八条の二十七を「第一百八条の三十四とする。

第一百八条の二十六中「第九十条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「同項第四号」の下に「第一百二条の二」を加え、同条を「第一百八条の三十三」とす

る。

第六章の三の次に次の二章を加える。

第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者(公安部委員会を除く。)が効果的かつ適切な交通安全教育

教育を行なうため、住民に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

第一百八条の二十七を「第一百八条の三十四とする。

第一百八条の二十六中「第九十条第一項第一号若しくは第二号」に改め、「同項第四号」の下に「第一百二条の二」を加え、同条を「第一百八条の三十三」とす

る。

(民間の組織活動等の促進を図るために必要な措置)

第一百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進を図り、又は道路の交通に起因する教

育を行なうため、住民に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

七 び知識を自主的に習得する意欲を高めるとともに、その年齢若しくは通行の態様又は業務に関し通行する場合にあつてはその業務の態様に応じたこれらの技能及び知識を段階的かつ体系的に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

八 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

九 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十一 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十二 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十三 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十四 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十五 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十六 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十七 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十八 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

十九 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十一 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十二 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十三 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十四 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十五 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十六 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

二十七 に習得することができるよう配慮して作成されなければならない。

使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

三 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資するための活動で国家

公安委員会規則で定めるもの

前項第一号の交通安全教育は、交通安全教育

指針に従つて行わなければならない。

4 地域交通安全活動推進委員は、名譽職とする

5 公安委員会は、地域交通安全活動推進委員が次のいずれかに該当するときは、これを解職することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 地域交通安全活動推進委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(地域交通安全活動推進委員協議会)

第一百八条の三十 地域交通安全活動推進委員は、公安部委員会が定める区域ごとに、地域交通安全活動推進委員協議会を組織するものとする。

2 地域交通安全活動推進委員協議会は、地域交通安全活動推進委員が前条第一項の活動を行う場合においてその活動の方針を定め、並びに地域交通安全活動推進委員相互の連絡及び調整を行うことその他地域交通安全活動推進委員が能率的にその任務を遂行するために必要な事項で国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 地域交通安全活動推進委員は、地域交

通安全活動推進委員に申し必要と認める意見を、公安部委員会及び当該地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長に申し出ることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地域交通安全活動推進委員協議会に申し必要な事項は、国家公

安委員会規則で定める。

(都道府県交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 公安委員会は、道路における

交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次

項に規定する事業を適正かつ確実に行なうことが認められるものを、その申出により、

都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動

推進センター(以下「都道府県センター」とい

う。)として指定することができる。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域内に

おいて、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道

路における交通の安全に関する事項について

広報活動を行うこと。

二 適正な交通の方法、交通事故防止その他の道

路における交通の安全についての啓発活動を行なうこと。

三 交通事故に関する相談に応ずること。

四 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずること。

五 道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について広報活動を行うこと(第一号に該当するものを除く)。

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての啓發活動を行うこと(第二号に該当するものを除く)。

七 警察署長の委託を受けて第五十六条、第五十七条第三項及び第七十七条第一項の規定による許可に關し、道路又は交通の状況について調査すること。

八 警察署長の委託を受けて道路における工作物又は物件の設置の状況について調査すること(前号の許可に係るものと除く)。

九 運転適性指導(道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業・貨物運送取扱事業法第二条第九項に規定する第二種利用運送事業

業を含む)の用に供する自動車の運転者に対するものを除く。)を行なうこと。

十 道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること。

十一 地域交通安全活動推進委員に対する研修を行うこと。

十二 地域交通安全活動推進委員の事務について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

十三 前各号の事業に附帯する事業

一 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運

転適性指導の業務を担当する者その他都道府

県センターの業務を行う者に対する研修を行なうこと。

二 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

1 地域交通安全活動推進委員協議会の事務

について連絡調整を行う等その任務の遂行を助けること。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

3 公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

4 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 都道府県センターの役員若しくは職員又はこの職にあつた者は、第二項第三号又は第七号から第九号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第二項第七号又は第八号に掲げる業務に従事する都道府県センターの役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県センターは、第二項各号に掲げる事業の遂行に當たつては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。

8 第一項の指定の手続その他の都道府県センターに關する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(罰則) 第五項については第一百七十二条の三第

二号(全国交通安全活動推進センター)

第一百八条の三十一 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的と

して設立された民法第三十四条の法人であつ

て、次項に規定する事業を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。

五 道路における車両の駐車及び道路の使用についての「二以上の都道府県の区域における」適正な交通の方法、交通事故防止その他の道路における交通の安全についての広報活動を行うこと。

六 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用についての「二以上の都道府県の区域における」啓發活動を行うこと(前号に該当するものを除く)。

七 都道府県センターの事業について、連絡調

査研究を行うこと。

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行なう者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修(道路運送法及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号))に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。)を行うこと。

七 都道府県センターの事業について、連絡調

査研究を行うこと。

八 前各号の事業に附帯する事業

3 前条第三項、第四項、第七項及び第八項の規

3 前条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「國家公安委員会」と、同条第四項中「公安

牽引する牽引自動車の通行区分)第二項から第四項までに改め、同項第十一号の三中「第二項」を「第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め。

第百一十二条第一項第九号中「義務等」第二項、「義務等第二項」に改め、同項第九号の二中「第三項」を「第五項」に改め、同項第九号の三中「初心運転者標識の表示義務」を「初心運転者標識等の表示義務」第一項に改める。

(施行期日)
附 則

第一回　この法律は、公私の日に起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該名号に定める日から施行する。

つ適切に交通情報を提供することにより、道路における危険の防止その他交通安全と円滑に資するよう配慮しなければならない。

「又は第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習」を加える。

第一百十三条の二中「第九十条第三項」を「第九十一条第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第一百四十四条の五及び第一百四十四条の六を削り、第一百四十四条の七を第一百四十四条の五とし、第一百四十四条

の八及び第一百四十四条の九を削る。
第一百十七条の三第三号中「第一百七条の十一」を
「百八条」に、「第一百四十四条の八(都道府県道路使

（都道府県交通安全活動推進センター）第五項」に改める。

「第二号の二」に改め、同項第十一号の一中「(同条第一項第九号の二中「第一号の二」を

第一項において準用する場合を含む」を削除。

条を加える改正規定、第一百二一条第一項の改正

一条を加える改正規定、第二百二条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三百三十三条第一項の改正規定(ただし書を加える部分に限る)、同条第四項の改正規定、第二百

3 に係る部分に限る。の規定は、適用しない。
この法律の施行の際現に交付されている免許証及び施行日以後に更新された免許証であつて、当該更新に係る道路交通法第百一条第一項に規定

定する更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なお前述の例による。

施行日前に旧法第二百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第二百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止の基準

に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なら半前づ列による。

(講習に関する経過措置)

る改正後の道路交通法(次項において「新法」という)。第一百一条の四の規定は、更新期間が満了

する日（道路交通法第二百二十二条第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者に

あつては、当該申請をする日とする)が附則第一条第二号に定める日から二月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者につ

いて適用する。

2 新法第一百一条の二（新法第一百七条の四の二）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、新法第一百八条の二第一項第十三号及

び新法第百八条の三の二の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にした行為が新法第二百二

（都道府県交通安全活動推進センター）に関する
条例の二の政令で定める基準に該当した者について
適用する。

第四条 この法律の施行の際に旧法第二百四十四条第一項の規定による旨定を受けてする部首

府県道路使用適正化センターは、施行日に新法
第一百八条の三十一第一項の規定により都道府県
に設置されるものとする。

2 交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

都道府県道路使用適正化センターの役員又は

職員であった者が旧法第百十四条の八第二項第四号又は第五号の規定による調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(全国交通安全活動推進センターに関する経過措置)

この法律の施行の際現に旧法第百十四条の九第一項の規定による指定を受けている全国道路使用適正化センターは、施行日に新法第百八条の三十二第一項の規定により全国交通安全活動推進センターとしての指定を受けたものとみなす。

2 施行日前に旧法第百十四条の九第三項において準用する旧法第百十四条の八第三項の規定によりされた命令は、施行日に新法第百八条の三十二第三項において準用する新法第百八条の三十一第三項の規定によりされた命令とみなす。

(罰則等に関する経過措置) 第六条この法律(附則第一号に掲げる改正規定)の施行前に正規定については、当該改正規定の施行前にした行為及び附則第四条第三項の規定によりな

お従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いについては、なお従前の例による。

理由 最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、軽微違反行為をした者に対する講習の受講の義務付け、運転者を喫して重大違反行為をさせた者等に対する免許の取消し等の制度の新設、七十五歳以上の者の免許証の更新に関する特例そ

の他運転免許に関する規定の整備を行い、交通安全活動推進センターの指定その他交通安全安

全教育指針の作成及び公表、都道府県交通安全活

動推進センターの指定その他の交通安全安

全の組織活動等の促進に関する規

定の整備を行い、並びに高齢の歩行者等の保護に

関する規定の整備を行うほか、所要の規定の整備

を行う必要がある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議會、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他法令若しくは条例に基づく委員会若しくは委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員を通じるものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第二百九十九条第一項「市」を「市町村」に改め、同条第四項「市及び町村」を「市町村」に改め、同条第五項中「監査委員の定数が一人の場合」にあつては、監査委員。次条において同じ。」を削る。

第二百三十三条第四項、第二百四十二条第六項、第二百四十二条第六項及び第二百四十三条の二第五項中「定数が二人以上である場合においては、その」を削る。

第二百三十三条を第十四章とし、第十二章の次に次の「第一章」を加える。

第一節 通則

(外部監査契約)

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別

外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、

普通地方公共団体 第二百九十九条第七項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ。)

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する

普通地方公共団体 第二百九十九条第六項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ。)

五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する

普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ。)

六 第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外

部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団

体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営

に關し優れた識見を有する者であつて、次の各

号のいずれかに該当するものとする。

一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

二 公認会計士(公認会計士となる資格を有す

る者を含む。)

三 国の行政機関において会計検査に関する行

政事務に從事した者又は地方公共団体において監査を受けるとともに監査の結果に関する報告

の提出を受けることを内容とする契約であつて監査若しくは財務に關する行政事務に從事

て、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行ふ者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、

次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各

号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に

する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行ふ者と締結するものをいう。

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議

會、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労

働委員会又は農業委員会その他法令若しくは条

例に基づく委員会若しくは委員は、当該監査の

結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし

て措置を講じたときは、その旨を監査委員を通じ

知るものとする。この場合においては、監査

委員は、当該通知に係る事項を公表しなければ

ならない。

第二百九十九条第一項「市」を「市町村」に改め、同条第四項「市及び町村」を「市町村」に改め、同条第五項中「監査委員の定数が一人の場合」にあつては、監査委員。次条において同じ。」を削る。

第二百三十三条第四項、第二百四十二条第六項、第二百四十二条第六項及び第二百四十三条の二第五項中「定数が二人以上である場合においては、その」を削る。

第二百三十三条を第十四章とし、第十二章の次に次の「第一章」を加える。

第一節 通則

(外部監査契約)

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別

外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、

普通地方公共団体 第二百九十九条第七項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ。)

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する

普通地方公共団体 第二百九十九条第六項の要

求(当該普通地方公共団体の長からの要求に

限る。以下本章において同じ。)

五 第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外

部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団

体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営

に關し優れた識見を有する者であつて、次の各

号のいずれかに該当するものとする。

一 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

二 公認会計士(公認会計士となる資格を有す

る者を含む。)

三 国の行政機関において会計検査に関する行

政事務に從事した者又は地方公共団体において監査を受けるとともに監査の結果に関する報告

の提出を受けることを内容とする契約であつて監査若しくは財務に關する行政事務に從事

した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの前項の規定にかかるらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
- 三 破産者であつて復権を得ない者
- 四 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百五号)又は地方公務員法の規定により懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から三年を経過しない者
- 五 弁護士法(昭和二十四年法律第一百五号)又は公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)の規定による懲戒处分により、弁護士会からの除名又は公認会計士の登録の抹消の处分を受けた者でこれらの处分を受けた日から三年を経過しないもの(これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。)
- 六 懲戒处分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- 七 当該普通地方公共団体の議会の議員
- 八 当該普通地方公共団体の職員
- 九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者
- 十 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、副出納長若しくは副収入役又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者
- 十一 当該普通地方公共団体に対し請負(外部監査契約に基づくものを除く。)をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対する請負をする者及びその支配人又は主として

(特定の事件についての監査の制限)
同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人
第二百五十二条の二十九 包括外部監査人普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間(包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。又は個別外部監査人(普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間(個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。)内にある者をいう。以下本章において同じ。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の「身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件について、監査することができない。
(監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮)
第二百五十二条の三十 外部監査人(包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。)は、監査を実施するに当たっては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。
(監査の実施に伴う外部監査人の義務)
第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもつて、誠実に監査を行う義務を負う。
2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たつては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。

3 外部監査人は、監査の実施に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなつた後であつても、同様とする。

4 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 外部監査人は、監査の事務に關しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（外部監査人の監査の事務の補助）

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。

3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。

4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第一項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。

5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに関する知識を得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。

6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員と

8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなりたことを告示しなければならない。

10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たつては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

2 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員又は第二百八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができた者の説明を求めることができる。

(議会による説明の要求又は意見の陳述)

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に關し必要があると認めるときは、外部監査人に對し意見を述べることができる。

(外部監査契約の解除)

第二百五十二条の三十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき、又は同条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときその他の外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。

3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならぬ。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。

4 前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により外部監査契約を解除したとき、又は第三項の規定により外部監査契約を解除されたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、遅滞なく、新たに外部監査契約を締結しなければならない。

6 外部監査契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(括弧外部監査契約の締結)

第一百五十二条の三十六次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。

この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

一 都道府県

二 政令で定める市

二 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約

2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

3 第一項の規定により包括外部監査契約を締結する場合において、包括外部監査対象団体は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

4 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

5 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。

6 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

7 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第一百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十三項及び第十四項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当つては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第一条第十三項及び第十四項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならぬ。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 包括外部監査人は、監査の結果に少くとも一回連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

4 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の期間の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査契約を締結する場合において、当該包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。

5 包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資してあるもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができるもの

5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会その他法規若しくは条例に基づく委員会若しくは委員会は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

(第七十五条の規定による監査の特例)

第一百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができる。

2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第六項の要求(以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。)については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。

3 長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第一項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」とあるのは「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第

一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十一第一項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

十二条の三十八条の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第二百五十九条第七項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十一 普通地方公共団体が第二百五十九条第七項に規定する財政的援助を受けているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの、出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の一第三項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての第二百五十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員会の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付し

2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第七項の要求(以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」といいう。)については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査を行わない。

3 財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員会に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」と、「事務の監査の請求について」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項」とあるものは「同項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る」とあるもの等に係る個別外部監査の請求に係るものは「同項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る」とあるもの等に係る個別外部監査の請求に係る」である。

5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項について監査しなければならない。

6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第一項、第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)

第二百五十二条の四十三 第二百四十二条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができる」として、監査委員の監査は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百四十二条第一項の請求(以下本条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」といいう)があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めることは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定する。

し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。

3 第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第二百五十二条の四十三第一項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査契約に基づく監査の請求に係る監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

5 第二項前段の規定による通知があつた場合における第二百四十二条第一項及び第二項を除く。)及び第二百四十二条の二の規定の適用については、第二百四十二条第三項中「第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、

員は、監査を行ない」とあるのは「第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合においては、監査委員の監査の結果に関する報告に基づき」と、「同項の規定による」とあるのは「同条第五項の規定による監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第四項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第三項に規定する第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項の」と、同条第六項中「監査及び」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び」と、第一百四十二条の二第一項中「前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、同条第二項中「監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは勧告」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは勧告」と、「同条第一項の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第一項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、同条第二項中「監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第二号中「六十日」とあるのは「九十日」と、「監査又は」とあるのは「請求に理由がない旨の決定又は」とする。

7 るのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」とする。
「住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第二百四十二条第一項の請求であつたものとみなす。この場合においては、監査委員は、同条第三項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

第四節 雜則

て、同条第一項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

（住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められない第二百四十二条第一項の請求であつたものとみなす。この場合においては、監査委員は、同条第三項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わなかつた理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。）

（個別外部監査契約の解除）

五百五十二条の四十四 第五百五十二条の三十九
五百五十二条第一項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなつたと認められる場合について準用する。

六 十二条の三十九第一項に、「読み替える」を「第二百五十二条の三十九第一項に、「読み替える」を「第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるに改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の二十七第三項に規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。
別表第一第一号の十中「自転車駐車場の整備」を「自転車等の駐車対策の総合的推進」に、「自転車」を、「自転車等」に、「自転車駐車場」を「自転車等駐車場」に改め、同表中第二号の十二を第二号の十三とし、第二号の十一を第二号の十二とし、第一号の十の次に次の一号を加える。
二の十一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）の定めるところにより、指定水域又は指定地域の指定等について意見を述べ、水質保全計画を定め、及び水質保全計画に基づく事業を実施すること。
別表第一第三号を削り、同表第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、「及び」を削り、「負担する」を「負担し、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行い、並びに精神保健福祉相談員等をして精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行わせる」に改め、同号を同表第三号とし、同号の次に次の一号を加える。
四 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）の定めるところにより、市町村が行う業務の実施に関して市町村相互間の連絡調整等を行い、及び栄養指導員をして住民の健康等を行ふ。

の保持増進を図るために必要な栄養指導をさせ等の事務を行うこと。

別表第一第八号の二の次に次の二号を加える。

八の三 容器包装に係る分別収集及び再商品化

の促進等に関する法律(平成七年法律第百十

二号)の定めるところにより、都道府県分別

収集促進計画を定めること。

八の四 容器包装に係る分別収集及び再商品化

の促進等に関する法律の定めるところによ

り、分別基準適合物を保管する施設の指定に

ついて意見を述べること。(都が特別区の存

する区域において処理する場合に限る。)

別表第一中第十四号の三を第十四号の四とし、

第十四号の二を第十四号の三とし、第十四号の次

に次の一号を加える。

十四の二 地域保健法(昭和二十二年法律第百

一号)の定めるところにより、人材確保支援

計画を定めること。

別表第一中第二十号の四中「妊娠婦等に対しても必

要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受ける

ことを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行

わせ、三歳児の健診を行ひ、及び「市町村

が行う母子保健に関する事業の実施に關して市町

村相互間の連絡調整等を行ひ、未熟児の保護者に

対し保健婦等をして訪問指導を行わせ、「行

う」を行い、及び市町村の支弁する健診に要

する費用の一部を負担する」に改め、同表第二十

号の四中「及び」を削り、「行う」を行い、及び

障害者雇用支援センターの指定等に関する事務を

行う」に改め、同表第二十一号の七を次のように

改める。

二十一の七 高年齢者等の雇用の安定等に関する

法律(昭和四十六年法律第六十八号)の定め

るところにより、シルバー人材センター又は

シルバー人材センター連合の指定等に関する

事務を行うこと。

別表第一中第二十四号の二の次に次の五号を加え

る。

二十四の三 青年の就農促進のための資金の貸

付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の定めるところにより、就農促進方針

の作成に関する事務を行い、新たに就農しよ

うとする青年が定める就農計画が適当である

旨の認定に関する事務を行い、並びに都道府

県青年農業者育成センターの指定に関する事

務を行い、及び都道府県青年農業者育成セン

ターから必要な報告を求める等の事務を行う

こと。

二十四の四 主要食糧の需給及び価格の安定に

関する法律(平成六年法律第百十三号)及びこ

れに基づく政令の定めるところにより、市町

村別生産調整対象水田面積を決定する等の事

務を行い、並びに計画流通数量等の地域別の

数量並びに変更に係る都道府県別予定計画出

荷数量及び変更に係る都道府県別予定政府買

入数量について意見を述べること。

二十四の五 林業労働力の確保の促進に関する

法律(平成八年法律第四十五号)の定めるところ

により、事業主が定める改善措置について

の計画が適当である旨の認定に関する事務を行

い、並びに林業労働力確保支援センターの

指定に関する事務を行い、及び林業労働力確

保支援センターから必要な報告を求め、又は

監督上必要な命令をする等の事務を行うこと。

二十四の六 木材の安定供給の確保に関する特

別措置法(平成八年法律第四十七号)の定めるところにより、指定地域の指定に関する事務を行ひ、木材安定供給確保事業に関する計画を行い、木材安定供給確保事業に関する事務等の適否の認定等に関する事務を行い、認定

二十四の七 緑の募金による森林整備等の推進

に関する法律(平成七年法律第八十八号)の定め

るところにより、認定事業者から報告を求める

こと。

二十四の八 中小企業の創造的事業活動の促進

に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七

号)の定めるところにより、研究開発等事業

計画が適当である旨の認定に関する事務を行

い、及び認定を受けた者等から認定研究開発

等事業計画の実施状況について報告を求める

こと。

二十四の九 住宅・都市整備公団の認定

に関する法律(平成七年法律第八十八号)の定め

るところにより、都道府県緑化推進委員会

の指定に関する事務を行い、都道府県緑化推進委員会から緑の募金に係る届出を受理し、及

下に「共同溝整備道路の指定等について意見を述べ、並びに」を加える。

別表第一中第二十八号の十三を第二十八号の十三とし、第二十八号の四から第二十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の三の次に次

の二号を加える。

二十四の四 電線共同溝の整備等に関する特別

措置法(平成七年法律第三十九号)の定めると

ころにより、電線共同溝整備道路の指定につ

いて意見を述べ、並びに都道府県道に電線共

溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及

び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行うこと。

別表第一第三十二号中「重要文化財」の下に「

登録有形文化財」を加え、「並びに」を「重要文化財以外の有形文化財」を加え、「並びに」を「重要文化財は」に、「述べる」を述べ、文化財に関し文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理し、意見を具してこれを文部大臣又は文化庁長官に送付し、並びに文部大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知に関する事務を行うに改める。

別表第二第一号〔四〕の次に次のように加える。

〔一〕〔五〕 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定めるところにより、精神保健福祉相談員等をして精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導を行わせること。(保健所を設置する市に限る。)

〔二〕 栄養改善法の定めるところにより、栄養指導員をして住民の健康の保持増進を図るため必要な栄養指導をさせる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市に限る。)

別表第二第一号〔四〕〔五〕中「妊娠婦等に対して必要な保健指導を行い、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行わせ、三歳児の健診を行ふ」を「未熟児の保護者に対する保健婦等をして訪問指導を行わせ」に改め、同号〔九〕の次に次のように加える。

〔九〕〔一〕 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する都道府県道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行うこと。(指定都市に限る。)

別表第二第一号に次のように加える。

〔四〕 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の定めるところにより、特定建築主に対し必要な指示を行い、及び特定建築主から必要な報告を求める、又は職員をして特定建築物等に立入検査させる等の事務を行い、並びに特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建築物の建築又は維持保全を行つていないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずること。(指定都市及び中核市に限る。)

〔十五〕 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の定めるところにより、都心共同住宅供給事業の実施に関する計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から都

別表第一中第四十五号の二を第四十五号の三とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

〔四十五〕〔一〕 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)

の定めるところにより、特定物質の運搬に係る許可製造業者等からの届出を受理し、運搬証明書を交付し、当該許可製造業者等に対しても必要な指示を行い、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は警察職員をしてこれら者の事務所等に立ち検査させる等の事務を行うこと。

心共同住宅供給事業の実施の状況について報告を求め、及び認定計画に従つていないと認めるときの改善に必要な措置を命ずること。(指定都市及び中核市に限る。)

別表第二第一号〔三十三〕を〔三十四〕とし、〔三十二〕を〔三十三〕とし、〔三十一〕を〔三十二〕とし、〔三十〕を〔三十一〕とし、〔二十九〕を〔三十〕とし、〔二十八〕を〔二十九〕とし、〔二十七〕を〔二十八〕とし、〔二十六〕を〔二十七〕とし、〔二十五〕を〔二十六〕とし、〔二十四〕を〔二十五〕とし、〔二十四〕を〔二十三〕とし、〔二十四〕とし、〔二十二〕を〔二十三〕とし、〔二十一〕を〔二十二〕とし、〔二十〕を〔二十一〕とし、〔二十〕を〔二十一〕とし、〔十九〕を〔二十〕とし、〔十九〕を〔二十〕とし、〔十八〕を〔十九〕とし、〔十七〕を〔十八〕とし、〔十六〕を〔十七〕とし、〔十五〕を〔十六〕とし、〔十四〕を〔十五〕とし、〔十三〕を〔十四〕とし、〔十二〕を〔十三〕とし、〔十一〕を〔十二〕とし、〔十〕を〔十一〕とし、〔九〕を〔十〕とし、〔八〕を〔九〕とし、〔七〕を〔八〕とし、〔六〕を〔七〕とし、〔五〕を〔六〕とし、〔四〕を〔五〕とし、〔三〕を〔四〕とし、〔二〕の〔一〕の次に次のように加える。

〔一〕〔三〕 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の定めるところにより、地震防災緊急事業五箇年計画の作成について意見を述べること。

別表第二第一号〔七〕の次に次のように加える。

〔七〕〔一〕 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の定めるところにより、指定水域又は指定地域の指定の申出等及び水質保全計画について意見述べ、並びに水質保全計画に基づく事業を実施すること。

〔九〕 栄養改善法の定めるところにより、職員をして栄養改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせる等の事務を行うこと。

別表第二第一号〔十〕〔三〕の次に次のように加える。

〔十〕〔四〕 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の定めるところにより、分別基準適合物を保管する施設の指定について意見を述べること。

別表第二第一号〔十一〕の次に次のように加える。

〔十三〕〔一〕 地域保健法の定めるところにより、都道府県が定める人材確保支援計画について意見を述べること。(人材確保支援計画の対象となる町村に限る。)

別表第二第一号〔十五〕〔三〕中「定めるところにより、妊娠婦等に対して必要な保健指導を行

い、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行わせ、一歳六ヶ月児等の健康診査を行い」を加え、「受理する等の事務を行い」を「受理し」に改め、同号中〔十九〕を削り、〔十九の二〕を〔十九とし、〔二十の二〕の次に次のように加える。

〔十の三〕 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)の定めるところにより、整備地区内にある土地の利用に関する協定又は整備地区における農作業体験施設等の整備に関する計画が適当である旨の認定に関する事務を行い、及び協定区域である旨を当該区域内に明示すること。

別表第二第二号〔十三の二〕を次のよう改める。

〔十三の二〕 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、生産調整対象水田の面積を決定し、これを農業者に通知し、及び米穀の生産調整の確認をし、並びに変更に係る市町村別予定計画出荷数量及び変更に係る市町村別予定政府買入数量について意見を述べること。

別表第二第二号中〔十三の三〕を〔十三の四〕とし、〔十三の二〕の次に次のように加える。

〔十三の二〕 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の定めるところにより、木材安定供給事業に関する計画の認定について意見を述べること。

別表第二第二号中〔二十五の二十八〕を〔二十五の二十九〕とし、〔二十五の二十七〕を〔二十五の二十八〕とし、〔二十五の二十六〕を〔二十五の二十七〕とし、〔二十五の二十五〕を〔二十五の二十六〕とし、

〔二十五の二十四〕を〔二十五の二十五〕とし、〔二十五の二十三〕を〔二十五の二十四〕とし、〔十五の二十二〕を〔十五の二十三〕とし、〔十五の二十一〕を〔十五の二十二〕とし、〔十五の二十〕を〔十五の二十一〕とし、〔十五の十九〕を〔十五の二十〕とし、〔十五の十八〕を〔十五の十九〕とし、〔十五の十七〕を〔十五の十八〕とし、〔十五の十六〕を〔十五の十七〕とし、〔十五の十五〕を〔十五の十六〕とし、〔十五の十四〕を〔十五の十五〕とし、〔十五の十三〕を〔十五の十四〕とし、〔十五の十二〕を〔十五の十三〕とし、〔十五の十一〕の次に次のように加える。

〔十五の十二〕 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の定めるところにより、被災市街地復興土地区画整理事業等を施行し、及び被災市街地復興土地区画整理事業等の施行について協議すること。
別表第二第二号〔十六の四〕中「定めるところにより、」の下に「共同溝整備道路の指定について意見を述べ、並びに」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

別表第二第二号中〔十六の十三〕を〔十六の十四〕とし、その次に次のように加える。
〔十六の十五〕 建築物の耐震改修の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、

より、特定建築物の所有者に対する必要な指示を行い、及び特定建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして特定建築物等に立入検査させる等の事務を行い、並びに建築物の耐震改修の計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建築物の耐震改修の状況について報告を求め、及び認定計画に従つて認定建築物の耐震改修を行つていないと認めるときにおける改善に必要な措置を命ずること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第二第二号中〔十六の十二〕を〔十六の十三〕とし、〔十六の十一〕を〔十六の十二〕とし、〔十六の十〕を〔十六の十一〕とし、〔十六の九〕を〔十六の十〕とし、〔十六の八〕を〔十六の九〕とし、〔十六の七〕を〔十六の八〕とし、〔十六の六〕を〔十六の七〕とし、〔十六の五〕を〔十六の六〕とし、〔十六の四〕の次に次のように加える。

〔十六の五〕 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、電線共同溝整備道路の指定について意見を述べ、並びに市町村道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行うこと。

別表第二第二号〔十九の七〕中「重要文化財」の下に「登録有形文化財」を、「並びに」の下に「重要文化財以外の有形文化財の文部大臣の登録等について又は」を加える。

別表第三第一号〔九の四〕中「ばい煙排出者等から」を「ばい煙発生施設を設置している者等から」に改め、同号中〔九の十四〕を〔九の十五〕とし、〔九の十三〕を〔九の十四〕とし、〔九の十二〕の次に次のように加える。

〔九の十三〕 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の定めるところにより、特定排水基準及び構造等基準を定め、特定施設等の設置等の届出を受理し、特定施設等の構造等の改善その他必要な措置を勧告又は命じ、並びに特定施設等の設置者から必要な報告を求め、又は職員をして特定施設等の設置場所に立入検査させる等の事務を行ふこと。

別表第三第一号〔十二〕中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号〔十二の二〕中「昭和二十七年法律第二百四十八号」を削り、同号〔十四〕中「都道府県」の下に「又は保健所を設置する市」を加え、同号中〔十九〕を削り、〔十九の二〕を〔十九とし、同号〔三十二〕中「弁明を行なうべき吏員を指定する」を「意見の聴取又は弁明の聴取を行う」に改め、同号〔五十七〕の二中「変更」の下に「代表する理事又は」を加え、「役員又は」を「役員若しくは」に改め、同号中〔五十七〕の四を〔五十七〕の五とし、〔五十七〕の三の次に次のように加える。

〔五十七の四〕 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成二年法律第七十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、認定を受けた中小企業団体が行う労働

者の募集時期等に関する届出の受理等の事務を行うこと。

別表第三第一号五十八の三中「昭和四十六年法律第六十八号」を削り、「行う」を「行い、及び高年齢者職業経験活用センター等からの無料の職業紹介事業を行う旨の届出を受理する」に改め、同号中五十九を削り、五十九の二を五十九とし、五十九の三を五十九の二とし、五十九の四を

五十九の三とし、五十九の五を五十九の四とし、五十九の六を五十九の五とし、五十九の七を

五十九の六とし、五十九の八を五十九の七とし、五十九の九を五十九の八とし、六十三の五を

六十三の六とし、六十三の四を六十三の五とし、六十三の三の次に次のように加える。

六十三の四 農山村漁村滞在型余暇活動のための基礎整備の促進に関する法律の定めるところに

より、農山村漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針の作成及び市町村計画の承認に関する事務を行い、農林漁業体験民宿業団体を指定し、並びにこれらの者から報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号六十八の三中「農水産業協同組合の合併」を「農水産業協同組合等の合併」に改め、同号八十を次のように改める。

(八) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、販売業者の登録に関する事務を行い、販売業者に対して業務の停止若しくはその業務に関する必要な改善措置を講ずることを命じ、又は登録を取り消し、販売業者が作成する事業報告書を受理し、及び販売業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその営業所等に立入検査させ、並びに市町村別予定計画出荷数量及び市町村別予定政府買入数量を決定する等の事務を行いう」と。

別表第三第一号中八十一を削り、八十一の一を八十一とし、同号八十九中「昭和二十三年法律第

二百四十一号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、同号九十四中「定めるところにより」の下に「二、三及び特定計量器を使用する事業所の指定等に関する事務を行い」を加え、同号九十八中「設立、定款の変更」を「設立又は定款の変更、信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受け」に、「合併等」に改め、同号中九十八の二を削り、九十八の三を九十八の二とし、九十八の四を

九十八の三とし、九十八の五を九十八の四とし、同号九十九中「二、三及び特定計量器を使用する事業所の指定等に関する事務を行い」を削り、九十八の四の下に「代表する理事若しくは常務に従事する役員若しくは参事の兼職」を加え、同号百二中「国内旅行業及び国内旅行業者を所属旅行業者とする旅行業代理店業」を「旅行業(本邦外の主催旅行を実施しないものに限る)及び旅行業代理業に改め、「受託契約の届出の受理」を削り、「旅行業者の団体」を「旅行業者等の団体」に、「国内旅行業者等」を「旅行業者等」に改め、同号百七中「及び仮設工事」を削り、同号中百十五の八を

百十五の九とし、百十五の七を百十五の八とし、百十五の六を百十五の七とし、百十五の五を

百十五の六とし、百十五の四を百十五の五とし、百十五の三の次に次のように加える。

別表第三号第一号中百十六の二を百十六の四とし、百十六の二の次に次のように加える。
百十五の四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、一般国道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行うこと。

別表第三号第一号百十九の三の次に次のように加える。
百十六の三 被災市街地復興特別措置法の定めるところにより、被災市街地復興推進地域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号百十九の三の次に次のように加える。

百十九の四 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の定めるところにより、不動産特定共同事業の許可及び不動産特定共同事業者名簿に関する事務を行い、並びに不動産特定共同事業者に対する必要な指示をし、又はその業務の停止若しくは業務管理者の解任を命じ、及び不動産特定共同事業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査せること。

別表第三第一号中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同号中四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

別表第三第一号中「文化財」に文部大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件を受理し、意見を具してこれを文部大臣又は文化庁長官に送付し、文部大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知に関する事務を行い」を削る。

別表第三第一号中「衆議院議員」を「衆議院小選挙区選出議員」に改め、同号中四を五とし、三を四とし、二の次に次のように加える。

(三) 政党助成法(平成六年法律第五号)の定めるところにより、政党の支部の支部政党交付金についての支部報告書を受理し、及び当該支部報告書を閲覧に供する等の事務を行うこと。

別表第四第一号一の二、一の三及び一の四中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号二の二及び二の六中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号二の七中「政令で定める市」を「指定都市及び中核市」に改め、同号三の二中「健康診断、死体検案、汚染物件の処分、井戸、溝等の新設、改築等の命令又は使用の停止、遊泳の制限等予防上必要な措置を講ずる」を「予防方法を施行する必要がある」と認める伝染病が発生したときはその旨を主務大臣に報告し、伝染病が流行し、又は流行のおそれがある場合において船舶、汽車、電車の検疫を実施し、その他健康診断、死体検案、交通いや断、地を離隔、集会の制限又は禁止、汚染物件の処分、漁ろう、遊泳又は水の使用制限等予防上必要な措置を講じ、伝染病に汚染した建物の処分を行い、及び主務大臣の命を受けて他の都道府県又は保健所

を設置する市に応援のため防疫員を派遣する」に改め、同号四(二)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号十六(六)中「定めるところにより、の下に「医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産婦でない者の助産所の開設等の許可に関する事務を行い、医師、歯科医師又は助産婦の診療所若しくは助産所の開設等の届出を受理し、並びに」を、「検査させる」の下に「等必要な措置を講する等の事務を行う」を加え、同号十六(六)二及び十六(六)三中「定めるところにより、の下に「、施術所の開設等の届出を受理し」を加え、同号十六(六)四中「定めるところにより、の下に「衛生検査所の登録に関する事務を行い、登録を受けた衛生検査所の開設者に対してその構造設備等の変更その他必要な指示をし、その業務の停止を命じ、及び」を加え、同号十六(六)五中「定めるところにより、の下に「歯科技工所の開設に関する届出を受理し、歯科技工所の構造設備の改善及びその使用の禁止を命じ、並びに」を加え、同号十六(六)五の次に次のように加える。

(十六) 薬事法の定めるところにより、卸売一般販売業及び特例販売業の許可に関する事務を行い、卸売一般販売業以外の一般販売業等に対する業務の停止、薬剤師の増員、構造設備の改修等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄、回収等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄、回収等の処分をさせ、並びに薬局開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させる等医薬品等の取締り上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(十七)中「実施する」を「実施し、社会福祉法人の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、社会福祉法人から必要な報告を徵し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ、並びに社会福祉法人に対して業務の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、及び解散を命ずる」に改め、同号中十九(十一)を十九(十二)とし、十九(十)を十九(十一)とし、十九(九)を十九(十)とし、同号十九(八)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加え、同号中十九(八)を十九(九)とし、十九(七)を十九(八)とし、十九(六)の次に次のように加える。

(十九) 被災市街地復興特別措置法の定めるところにより、被災市街地復興推進地域内における土地の形質の変更等を許可し、及び許可を受けないで土地の形質の変更をした者等に対して土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市及び中核市の市長に限る。)

別表第四第一号中「(十)七」を「(十)八」とし、「(十)六」を「(十)七」とし、「(十)五」を「(十)六」とし、「(十)四」を「(十)五」とし、「(十)三」の次に次のように加える。

(二十) 四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する一般国道に電線共同溝を建設し、当該電線共同溝を管理し、及び当該電線共同溝の占用の許可等に関する事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(十一)中「指定都市」の下に「及び中核市」を加える。

別表第四第一号(十)中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同号(二十二)を次のように改める。

(二十二) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、予定計画出荷基準数量又は予定政府買入基準数量を決定し、これを生産者又は生産調整実施者に通知し、及び当該通知に対する不服申立てに対する決化を行う等の事務を行ふこと。別表第六第一号(一)の表中「保健所法(昭和二十二年法律第二百一号)第五条の二」を「地域保健法第十一条に、「栄養改善法第九条第三項」を「栄養改善法第九条第二項」に改める。

別表第六第一号(一)の表中「保健所法第五条の二」を「地域保健法第十一条に、「栄養改善法第九条第三項」を「栄養改善法第九条第二項」に、

医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。

るによる。
るによる。
く政令の定め
に改める。

別表第七第一号の表中

保健所運営協議会	保健所法第六条第一項又は第二項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務
地方精神保健審議会	精神保健法第十三条の規定による精神保健に関する事項の調査審議及び一般患者の医療に要する費用の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに通院医療に要する費用の負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に関する必要な事項の審議に関する事務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十ニ条の規定による精神病院等の入院者の入院の要否及び待遇の適否の審査に関する事務

に改める。

精神医療審査会

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条第四項、第一百九十五条第二項、第一百九十六条第二項、第一百九十九条、第二百

条第二項、第四項及び第五項、第二百三十三

条第四項、第二百四十一一条第六項、第二百四

十二条第六項並びに第二百四十三条の二第五

項の改正規定並びに次条第一項及び第二項、

附則第三条並びに第四条の規定 平成十年四

月一日

二 目次の改正規定、第二編中第十三章を第十

四章とし、第十二章の次に「一章を加える改正

規定及び第一百九十二条の六の改正規定並び

に次条第三項の規定 公布の日から起算して

一年六月を超えない範囲内において政令で定

める日

(経過措置)

第二条 改正後の地方自治法(以下「新法」とい

う。)第一百九十六条第二項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる規定の施行の際現在職する監査委員(議員のうちから選任された監査委員を除く。)は、その任期が満了するまでの間

は、在職することができる。

2 新法第一百五十九条第十二項の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に提出される監査の結果に関する報告について適用する。

3 新法第二百五十二条の三十六第一項の規定の適用については、前条第二号に掲げる規定の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に限り、新法第一百五十二条の三十六第一項中「速やかに、一の者と締結しなければならない」とあるのは、「一の者と締結することができる」とする。

4 新法第二百五十二条の三十六第一項の規定による包括外部監査契約の締結については、普通地方公共団体の長は、前条第二号に掲げる規定

の施行前においても監査委員の意見を聞くこと

もに、議会の議決を経ることができる。

5 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方公務員法の一部改正)

第三条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のようにより改正する。

第六条第一項中「監査委員の定数が一人の場合にあつては、監査委員」を削り、「基く」を

「基づく」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「除外」を「除くほか」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)

第四条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のようにより改正する。

第三十条第五項中「定数が二人以上である場合においては、その」を削る。

理由

地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、外部監査契約に基づく監査に係る制度を創設し、あわせて監査委員に係る制度の充実を図るとともに、都道府県が法定の局部数を超えて局部を置こうとする場合の手続を簡素化するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第三号中正誤

ページ 段行 誤 正
一八 三七 申入しそ書 申し入れ書

平成九年五月七日印刷

平成九年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D